

第3回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：平成30年3月27日（火） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市庁舎 2階 201会議室

3 審議等

	頁
議案第 5 号 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について（教育総務課）・・・	1
議案第 6 号 金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた 取組方針（案）について（学校職員課）・・・	6
議案第 7 号 金沢市指定文化財の指定について（文化財保護課）・・・	8
報告第 7 号 金沢子どもを育む行動計画 2018 について（教育総務課）・・・	10
報告第 8 号 平成29年度 児童生徒の体力・運動能力調査の結果について （学校指導課）・・・	13

その他

- (1) 金沢市立工業高等学校の活動状況について(平成29年10月～平成30年3月)
- (2) キゴ山ふれあい研修センターのプラネタリウムの一般投映開始及び愛称について
- (3) 次回の定例会議の日程について

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

平成30年3月27日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

職場研修の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

部局専門研修 → 職場研修

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表第9号の項中「部局専門研修」を「職場研修（課単位で行うものを除く。）」に改める

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案						現行					
別表第1（第9条関係） 各課共通専決事項 1 組織及び人事管理						別表第1（第9条関係） 各課共通専決事項 1 組織及び人事管理					
専決事項等	専決区分等					専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管部長	所管課長	出先機関 の長	合議課		教育次長	所管部長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定			○	○		1 所属職員の配置及び事務分担の決定			○	○	
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免					教育総務課（職員を含む場合に限る。） 行政経営課 市民協働推進課	2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免					教育総務課（職員を含む場合に限る。） 行政経営課 市民協働推進課
3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認					教育総務課	3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認					教育総務課
4 内部組織の委員及び幹事の任免					教育総務課	4 内部組織の委員及び幹事の任免					教育総務課
5 年次有給休暇の	○	○	○	○		5 年次有給休暇の	○	○	○	○	

処理	(部長)	(課長)	(所属職員)	(所属職員)		処理	(部長)	(課長)	(所属職員)	(所属職員)	
6 時間外勤務命令 及び休日勤務命令			○	○		6 時間外勤務命令 及び休日勤務命令			○	○	
7 所属職員の職務 に関する証票（職員 証を除く。）の発行			○			7 所属職員の職務 に関する証票（職員 証を除く。）の発行			○		
8 出張命令（依頼） (1) 市内出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)		8 出張命令（依頼） (1) 市内出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	
(2) 県内出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長期講習旅費に限る。）	(2) 県内出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長期講習旅費に限る。）
(3) 県外出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長期講習旅費に限る。）	(3) 県外出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課（長期講習旅費に限る。）
(4) 外国旅行命令					人事課 財政課	(4) 外国旅行命令					人事課 財政課
(5) 特別旅行依頼 （費用弁償を含む。）		○ (課長以上相当)	○ (課長補佐以下相当)		人事課 財政課（長期講習旅費に限る。）	(5) 特別旅行依頼 （費用弁償を含む。）		○ (課長以上相当)	○ (課長補佐以下相当)		人事課 財政課（長期講習旅費に限る。）

9 職場研修（課単位で行うものを除く。） の実施	○			教育総務課	
10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）	○			人事課	
<p>備考</p> <p>1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長、玉川こども図書館長及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。</p> <p>2 部長又は課長とあるのは、それぞれ、部長又は課長に相当する職にある職員を含む。</p>					
9 部局専門研修 の実施	○			教育総務課	
10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）	○			人事課	
<p>備考</p> <p>1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長、玉川こども図書館長及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。</p> <p>2 部長又は課長とあるのは、それぞれ、部長又は課長に相当する職にある職員を含む。</p>					

金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の
確保に向けた取組方針（案）について

平成30年3月27日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた取組方針（案）

1 取組を進めるにあたっての基本方針

- (1) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制や学校運営体制の構築など、次期学習指導要領への対応を含め、教職員が本務に専念するための時間を確保するという観点に立ち、取組を進める。
- (2) 教育委員会及び学校現場が問題意識を共有し、足並みをそろえて、出来ることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行していく。
- (3) 教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた抜本的な改善には、国による教職員の定数改善が必要不可欠であり、引き続き国に対して強く求めていく。

2 取組を進めるにあたっての留意点

- (1) 金沢市立小学校校長会及び金沢市立中学校校長会などと連携し、取組方針を全教職員に周知するとともに、教職員の意識改革を進める。
- (2) 勤務時間記録を継続し教職員の勤務状況を把握した上で、取組の効果や課題を検証し、必要に応じて取組の見直し、充実を図る。
- (3) 教員が担うべき業務を明確化し、教員が担うべき業務と必ずしも教員が担う必要がない業務の役割分担を図っていく。
- (4) 国の「学校における働き方改革に関する総合的な方策」や県教育委員会の「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」などを踏まえ、取組を進める。

3 時間外勤務時間の縮減に向けた達成目標

- 平成30年度以降、全校種で時間外勤務時間の平均を前年度より減少させるとともに、業務分担の適正化等により、3年後までに時間外勤務時間が月80時間を超える教職員ゼロを目指す。

4 教育委員会が行う具体の取組

- 長期休業中の学校閉庁日の設定
 - ・小中学校においては、8月11日から8月17日の7日間を学校閉庁日とする。
 - ・高等学校においては、上記期間中の3日間を学校閉庁日とする。
- 教職員の研修体制の見直し
 - ・校外研修の開催回数を縮減するとともに、長期休業中において、連続して研修を実施しない日を設定する。
 - ・OJTの推進や人材バンクからの講師派遣により、校内研修の充実を図る。
- 学校訪問の回数・内容の見直し
 - ・指導主事担当校訪問、学力向上支援訪問を合同訪問とするなど、訪問回数を縮減する。
- 教育委員会が行う会議や調査等の改善
 - ・会議の整理・縮減を図る。
 - ・調査・照会の整理・統合や、事務処理の改善、帳簿等の簡略化・電子化を進める。

○学校事務補助職員の配置拡充

- ・教員による学習指導の充実を図るため、一定規模以上の小中学校に学校事務補助職員を増員配置する。

○コミュニティ・スクール等の推進

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、学校の課題を地域とともに解決する仕組みづくりを行う。
- ・地域住民が参画する諸会議を学校運営協議会に一本化し、学校運営の効率化を図る。

○学校給食費の経理手法等の見直し

- ・学校給食費の公会計化や徴収管理業務の教育委員会への移管などの早期実現を図る。

5 学校が行う具体の取組

○校長のリーダーシップによる業務の適正化

- ・学校管理運営計画に教職員の働き方や業務改善の項目を設け、取組状況を学校評価で分析点検する。
- ・職員会議等を活用し、教職員の意識改革を促進する校内研修を実施する。

○定時退校日の設定及び最終退校時刻の目標の設定

- ・月1回以上の定時退校日を設定する。
- ・各学校における最終退校時刻の目標を設定する。

○学校が行う会議や連絡の整理・統合

- ・各種会議の実施方法を工夫する。
- ・学校だよりやPTAだよりを整理・統合する。

○保護者や地域の方々への理解・協力

- ・PTA総会や役員会、学校運営協議会等において、教職員の勤務時間の現状や改善に向けた取組について説明し、理解や協力を求めていく。

6 部活動指導における具体の取組

○部活動休養日の拡充

- ・休養日は、原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とする。

○1日の活動時間の設定

- ・平日の活動時間は、長くとも2時間までとする。
- ・学校の休業日における活動時間は、長くとも3時間までとする。

○長期休養期間の設定

- ・夏季休業など長期休業中は、まとまった休養期間を設ける。

○部活動指導員のモデル配置

- ・中学校に教員OBなどの部活動指導員をモデル的に配置する。

金沢市指定文化財の指定について

平成30年3月27日提出

金沢市文化スポーツ局

局長 嶋浦 雄峰

答 申 書

平成29年12月20日の教育委員会で金沢市指定文化財に指定の諮問があった下記の文化財について、金沢市指定文化財としてふさわしいものとして答申します。

記

- 1 有形文化財 建造物 「大乘寺御霊堂・碧巖蔵 附 棟札」

平成30年2月19日

金沢市文化財保護審議会
会 長 東四柳 史明



金沢子どもを育む行動計画 2018 について

平成 30 年 3 月 27 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢子どもを育む行動計画 2018 について

1 策定に向けたこれまでの経過

- (1) 第1回推進委員会（7月25日）
 - ・金沢子どもを育む行動計画 2013 の取り組み状況、策定の基本方針 ほか
- (2) 家庭・地域・企業ワーキング（8月29日、9月28日、10月24日の3回）
- (3) 学校ワーキング（8月30日、10月5日の2回）
- (4) 庁内プロジェクトチーム会議（10月20日）
- (5) 第2回推進委員会（11月29日）
 - ・金沢子どもを育む行動計画 2018（仮称）の中間報告 ほか
- (6) パブリックコメント（12月19日～1月17日）
- (7) 第3回推進委員会（2月27日）
 - ・金沢子どもを育む行動計画 2018（仮称）の最終案 ほか

2 金沢子どもを育む行動計画 2018 の概要

(1) 基本方針

- 子どもを育む大人の責任の明確化
子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭や、家庭を中心とした地域社会、企業、学校等の大人一人ひとりが責任を自覚し子どもとの関わりを深め、具体的に行動する。
- 子どもの幸せと健やかな成長に向けた連携・協力の推進
すべての子どもの幸せと健やかな成長を図るという共通目的の下、家庭、地域、企業、学校等が更に連携・協力を図る。
- 他の計画等との効果的な連携
金沢市教育行政大綱等の基本理念や各種施策等との効果的な連携を図る。

(2) 家庭の行動指針

- 取りまとめの観点
家族全員で家庭の役割や大人の役割についてあらためて考えるとともに、個々の家庭での具体的な取り組みを通して家族の学びと成長を図る。
- 具体的な行動、取り組み例の主な改訂点
「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」を掲載するとともに、子どもの自己肯定感が高まる取り組みや、家庭内のコミュニケーションに関する取り組みについて内容を充実
 - ▶ 子どもが持っている良いところや、子どもががんばっている姿をほめてあげる。
 - ▶ 子どもの夢や希望、職業、将来などについて語り合おう。等

(3) 地域の行動指針

- 取りまとめの観点
地域で子どもを育てる意識の向上や、家庭、地域、学校等の連携促進により、地域の教育力の向上や地域コミュニティの活性化を図る。
- 具体的な行動、取り組み例の主な改訂点
世代間交流など地域のつながりの促進や、地域の一員としての人づくりに関する取り組みについて内容を充実

- 大人同士がお互いに顔の見える関係を築こう。
- 地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支えていく活動に参加しよう。等

(4) 企業の行動指針

○取りまとめの観点

子どもの育成に果たす企業の役割について、改めて認識を深めるとともに、家庭、地域、学校や行政との協力・協働関係の構築を図る。

○具体的な行動、取り組み例の主な改訂点

子育てに対する意識を高めるための取り組みや、地域や学校と連携した取り組みに関する内容を充実

- 子どもの夢を積極的に応援しよう。
- 地域社会の一員として、地域や学校と連携し子どもを育てよう。等

(5) 学校の行動指針

○取りまとめの観点

生きる力である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とそれを支える「地域に開かれた学校」「教員の資質向上」「学校経営の充実」の6つの視点に体系化するとともに、幼稚園、保育所に認定こども園を追記

○具体的な行動、取り組み例の主な改訂点

新学習指導要領を踏まえた取り組みや、金沢型学校教育モデルの実践に関する取り組みなどを追加

- 金沢ベーシックカリキュラムを基準とした特色ある教育課程の編成・実施
- 金沢ふるさと学習や金沢「絆」活動の実践 等

(6) 行政の行動計画

○改定の考え方

子どもを取り巻く様々な社会環境等の変化を踏まえ、次年度以降の新たな施策を反映

○主な改定内容

各種団体と連携した行動計画の啓発、
家庭教育及び子育て家庭への支援の充実、
地域学校協働活動など地域コミュニティによる子どもの育成を支援、
金沢市学校教育振興基本計画に基づく人間力の醸成を目指した学校教育等の充実、
子どもの育成への企業の関わりの促進、
子どもの育成に関する自主的な市民活動の促進、
読書活動や自然体験活動等の充実、
引きこもりや不登校児童生徒への学校復帰のための相談体制等の強化

3 行動計画の周知・啓発について

- ・家庭向けハンドブックやパンフレットの作成
- ・金沢かがやき発信講座等を活用した講座の開催
- ・関係団体と連携した説明会の実施
- ・市ホームページ等への掲載 など

平成 29 年度 児童生徒の体力・運動能力調査の結果について

平成 30 年 3 月 27 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

平成29年度 児童生徒の体力・運動能力調査の結果について

1 対象 小学校4・5・6年生、中学校全学年、高等学校全学年

2 調査内容(実技に関する調査)

①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤持久走 ⑥20mシャトルラン
⑦50m走 ⑧立ち幅とび ⑨ボール投げ(小はソフトボール、中・高はハードボール使用)

※小…⑤持久走は対象外、中・高…⑤持久走ではなく⑥20mシャトルランを選択実施

3 結果の概要 ※資料参照

(1) 平成29年度の市平均と県平均との比較

〈小学校〉

・「ボール投げ」は、女子が下回っている。

〈中学校〉

・「長座体前屈」は、男子と2・3年の女子が上回っている。

・「50m走」「ボール投げ」は、男子が下回っている。

(2) 市平均の平成29年度と平成28年度との比較

〈小学校〉

・「上体起こし」は、4・5年の男女が上回っている。

・「50m走」は、4・5年の男子が上回っている。

〈中学校〉

・「50m走」は、1・3年の女子が上回っている。

・中1女子は、4種目で前年度を下回っている。

4 今後の指導の重点

(1) 体育・保健体育科における学習指導の充実

・全ての運動領域で、児童生徒が楽しく意欲的に運動に取り組めるよう、めあてを明確にして適切な運動に取り組ませるとともに、十分な運動量を確保するために、教材や学習資料の提示の仕方等を工夫し、体力の向上を図ること。

・「ボール投げ」については、今年度改善が図られたが、依然として県を下回っていることから、学年の発達段階に即した指導をさらに充実すること。

(2) 教育活動全体を通じた取組の充実

・小学校では、児童が楽しく継続して運動できるよう、休み時間等を有効に活用し、「体力アップ事業」や「チャレンジ賞」に積極的に取り組むこと。

・中学校では、部活動における目標や内容を明確にし、体力や技能の向上を意識した活動の充実を図ること。

(3) その他

・各学校だけでなく、中学校区で共通する課題を改善するために、「子どもの体力・運動能力向上推進事業」における小中一貫した取組について共通実践を行うとともに、課題解決や体力向上に向けたPDCAサイクルの確立を図ること。

・家庭や地域と連携しながら、規則正しい生活習慣及び運動習慣の定着を図ること。

金沢市立工業高等学校の活動状況について (平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月)

I 資格取得

(1) 技能検定

・ 2 級 普通旋盤作業	2 名	
フライス盤作業	1 名	
電子機器組立て作業	3 名	
配電盤・制御盤組立て作業	2 名	
建築大工 (大工工事作業)	1 名	計 9 名
・ 3 級 電子機器組立て作業	3 名	
マシニングセンタ作業	11 名	
普通旋盤作業	2 名	
配電盤・制御盤組立て作業	5 名	
機械検査作業	17 名	
シーケンス制御作業	11 名	
配電盤・制御盤製図作業	33 名	
建築大工 (大工工事作業)	5 名	計 87 名

- (2) 土木施工管理技術者 2 級 7 名
 建築施工管理技術者 2 級 13 名
- (3) 危険物取扱者試験 乙種 1～6 類 計 17 名
- (4) 電気工事士 第 1 種 6 名、第 2 種 88 名 計 94 名
- (5) ジュニアマイスター顕彰制度 (全国工業高等学校長協会)
 特別表彰 3 名、ゴールド 12 名、シルバー 38 名

II 部活動

(1) 文化部関係

メカトロニクス部
 第 13 回高校生ロボットアメリカンフットボール全国大会 (2/25 横浜市)

(2) 運動部関係

- ①全国高等学校選抜大会
 弓道 (12 月名古屋市)、相撲 (3 月高知市)、剣道 (3 月春日井市)、
 ボウリング (3 月沖縄県)
- ②その他の高校大会
- ・ 相撲部
 全国選抜高校相撲弘前大会 (2 月弘前市)
 - ・ 水球部
 全日本ユース選手権 (12 月倉敷市) 第 3 位 (選抜チーム)
 全日本ジュニア (U17) 水球競技選手権大会 (3 月柏崎市) 優勝

III その他活動

- (1) 第 3 回金沢マラソンのボランティア [10 月 29 日 (日) 教員、生徒約 180 名]
- (2) 吹奏楽部第 51 回定期演奏会 [11 月 18 日 (土) 石川県文教会館]
- (3) 公開課題研究発表会 [1 月 27 日 (土) 県地場産センター大ホール、商談ホール]

キゴ山ふれあい研修センタープラネタリウムの 一般投映開始及び愛称について

キゴ山ふれあい研修センター天文学習棟に導入したプラネタリウムについて、新年度から一般市民向けの投映を開始するとともに、市民に親しんでもらえる愛称を募集し、命名した。

1 一般投映開始

(1) 投映開始日 平成30年4月1日（日）

投映開始に合わせ新番組を2本用意し、秋には更に1本追加予定

(2) 投映時間

平日 1日2回投映（13:30～14:20、15:30～16:20）

土日祝 1日3回投映（11:00～11:50、13:30～14:20、15:30～16:20）

(3) 新プラネタリウムの概要

プラネタリウム恒星投映機 MEGASTAR-Neo（有限会社大平技研 製）

- ・世界初となる最新型を導入
- ・投映恒星数500万個（旧機種 約7千個）
- ・光学式とデジタル式を組み合わせたハイブリッド式



2 愛称について

- ・愛称 「ほしたまごん」
- ・命名者 小学5年生 5名
- ・募集期間 平成30年2月1日（木）～17日（土）
- ・募集対象 市内小中学生
- ・応募総数 725件

金沢市指定文化財の指定について

1. 有形文化財 建造物 「だいじょうじごれいどう大乘寺御霊堂・へきがんぞう碧巖蔵 つげたりむなふだ附棟札」

大乘寺御霊堂・碧巖蔵

- 1 種 別 有形文化財建造物
- 2 名 称 大乘寺御霊堂・碧巖蔵 附棟札
- 3 員 数 2棟 2枚
- 4 所 在 地 金沢市長坂町ル10番
- 5 所 有 者 宗教法人 大乘寺 長坂町ル10番地
- 6 構造形式 御霊堂：木造、入母屋造、棧瓦葺
碧巖蔵：土蔵造2階建、宝形造、棧瓦葺
- 7 規 模 御霊堂：建築面積61.78㎡
碧巖蔵：建築面積35.81㎡
- 8 建築年代 御霊堂：江戸時代末期
碧巖蔵：寛政4年（1792）[棟札]

9 説 明

大乘寺は、弘長元年（1261）、富樫家尚が加賀押野庄野々市に創立し、はじめは真言宗であったが、正応2年（1289）に永平寺第3世徹通禅師を開山に招いて曹洞宗に改めた。当寺は富樫一族の菩提寺で室町将軍家の庇護を受けるなど、寺門は大いに興隆したが、一向一揆の発生に伴い相次いで兵火にあい、この戦乱で最大の庇護者である富樫氏を失い、寺運は衰退し、野々市では以後再建されずに終わっている。

天正末期に、前田家家臣の加藤重廉の篤志によって金沢木ノ新保に移転復興したが、慶長4年（1599）、金沢城惣構築造のために寺地が収用され、本多家上屋敷付近の石浦郷へ移転、さらに同じ石浦郷内の本多家下屋敷付近へと移るなど、しばらくは寺地が不安定であった。寛永末期に加賀藩重臣本多政重が檀越となり、本多家の菩提寺となった後、元禄7年（1694）に、現在地に移転することが決定し、伽藍造営が着手され、元禄9年（1696）には聯芳堂が建立、元禄15年（1702）には仏殿（注1）の上棟が行われるなど、10余年かけて伽藍が整備された。明治期以降、伽藍の一部において改造が見られるが、主要堂宇を構成する伽藍部分が、県指定文化財に指定されている（注2）。

御霊堂は、加賀八家（注3）筆頭である本多家歴代当主の位牌を祀る御霊堂であり、伽藍の南端、法堂の南に位置し、開山堂東側の渡り廊下を介して北面して建つ。建物の規模は、梁間3間

半、桁行 5 間半で、屋根は入母屋造^{※1}、平入^{※2}、棧瓦葺とする。

外観は、腰壁を豎板張り^(注4)、壁を真壁の漆喰塗りとし、柱と貫を見せ、正面側開口部の上端高さで建物外周に長押を廻す。柱は赤戸室石の礎石の上に建ち、柱頂部に置いた舟肘木^{※3}で桁を受け、化粧小舞の一軒疎垂木^{※4}とする。彫刻などは設けない装飾性の少ない造りとするが、軒付^{※5}は柿葺を 2 段に積み、軒の出の深い大きな屋根を形成し、妻は木連格子^{※6}とする。

内部は、正面入口に朱漆塗りの双折棧唐戸^{※7}を設け、堂内は一室からなり、天井は格天井とし、背面側と両側のコの字型に設けた位牌壇の上に位牌を並べる。^(注5)正面側柱筋は柱や長押を白木とし、壁は漆喰塗り仕上げとするが、位牌壇に供する部材は漆塗りで、壁は紙張りとし、仕上げを異ならせることで位牌壇の格式を上げるための変化をつける。装飾性が見られるのは、長押と廻縁に打たれた鶴の釘隠しのみで、質実な空間とするが、現在の白い紙張りは後補であり、かつては金砂子の壁紙を用い^(注6)、御霊堂としての荘厳な空間を演出したものと考えられる。

安政 3 年 (1856) の伽藍絵図^(注7)には、現在の建物と同位置に同規模の「御霊堂」と記された建物が画かれており、建立年代はその時期までは遡ることができると言え、江戸時代末期と推定される。

大乘寺御霊堂は、藩政期の加賀八家の御霊堂として市内に残る唯一のものである^(注8)。藩主及びその家族、縁者の御霊堂以外にも、他藩でいう家老階級にあたる大身の家臣が独立した御霊堂を持つという例は全国的に見ても珍しいものと言え、加賀藩の行政組織の独自性が示される貴重な遺構である。

碧巖蔵は、大乘寺の重要な典籍である碧巖録^(注9)を納める宝蔵であり、棟札より建立年代が寛政 4 年 (1792) と判明する^(注10)。伽藍南端に位置し、方丈の南方に北面して建ち、土蔵造 2 階建、3 間四方の規模とし、屋根は宝形造^{※8}、棧瓦葺とする。

外観は、正面に唐破風造^{※9}の向拝を設け、上部に「碧巖蔵」の扁額を掲げる。向拝柱を赤戸室石の礎盤の上に建て、柱下部は花形に成形した根巻で飾り^(注11)、柱から組物までを漆喰で塗り込み、菖蒲桁^{※10}より上は白木とする。土蔵造の身舎^{※11}は、正面に 2 段の石階段を据え、入口に両開きの土扉を設け、基礎石を赤戸室石とし、腰壁を同材の石張りとする。壁仕上げは漆喰塗りで、

上部には猪目^{いのめ}※¹²と渦紋からなる繰形意匠を四方に塗り込み、上端の肩は丸めて、その上に台輪を据える。組物は出組^{出組}※¹³で支輪を廻し、出組には拳鼻^{拳鼻}※¹⁴を飾り、実肘木^{さねひじき}※¹⁵で軒桁を支え、軒の出の深い二軒繁垂木^{ふたのきしげだるき}※¹⁶とする。

1階は、正面側に奥行2間の一室を設け、天井は格天井とし、その奥は中央に仏壇、左右脇にそれぞれ一間四方の部屋を配し、碧巖録を納めるために1階内部を仏堂化する独特な空間を有する。仏壇廻りと天井格縁を漆塗り仕上げとするが、透かし彫りの欄間や天井板は白木で、天井板には墨絵で草花を描く(注12)。西面に戸口があり、かつては、建物西側に方丈と繋がる渡り廊下が設けられていたことが伽藍絵図からも確認できる。2階は、一般的な土蔵と同様の空間とするが、天井は水平な根太天井^{根太天井}※¹⁷とし、2枚の棟札は天井板に打ち付けられている。

碧巖蔵は、市内において数少ない宝蔵や経蔵に類する土蔵造の建物のひとつであり(注13)、棟札より建立年代や大工棟梁などが判明する貴重な建物である。また、唐破風造の向拝や繰形意匠を用いた漆喰壁、支輪を付けた組物廻りなどの装飾性は、江戸時代後期以降に装飾的に発達していく土蔵造の宗教施設の先進例としても指標となり貴重である。

■ 注記

- (注1) 仏殿は、昭和58年6月2日に重要文化財建造物に指定されている。
- (注2) 「大乘寺総門附棟札一枚 附大乘寺伽藍」として、昭和57年1月12日に県指定有形文化財に指定されている。
- (注3) 加賀八家とは、行政組織の最高権力職である年寄役を代々世襲する門閥の8家のことをいう。5代藩主綱紀の治世に成立した。
- (注4) 後の改造によるものと考えられる。
- (注5) 「明治十八年二月改 本多」の記載があり、明治18年(1885)以降の位牌配置が示されている板図が残る。
- (注6) 位牌壇下の地袋に金砂子をあしらった襖紙が発見され、前身の壁紙であることが考えられる。
- (注7) 「安政三年九月真龍院様大乘寺江御立寄之節御縮絵図」(安政3年・1856/大乘寺所蔵)から当時の伽藍配置が確認できる。また、「加州大乘寺惣絵図」(弘化年間/近世史料館所蔵)は文政3年(1820)以前の伽藍を描いたものとされ、現在の御霊堂の位置に「護法殿」と書かれた建物が建っており、別の場所に「霊堂」とあることから、現在の御霊堂は文政3年以降に建立されたことが推測される。
- (注8) 加賀八家の御霊堂として独立した建物を持つ遺構は、横山家菩提寺の松

山寺の御霊堂があるが、大正2年（1913）に再建されたもので、奥村家宗家菩提寺の永福寺にも存在したが、現在は失われている。

（注9）「仏果碧巖破関撃節（一夜碧巖集）（上下2冊）」として、重要文化財に指定されている（昭和25年8月29日指定）。

（注10）「加賀大乘寺史」によると、寛政元年（1789）に大乘寺43世となった無学愚禅が、「碧巖室」新造の寄附を募って、寛政4年（1792）に上棟したとあり、棟札とも合致する。

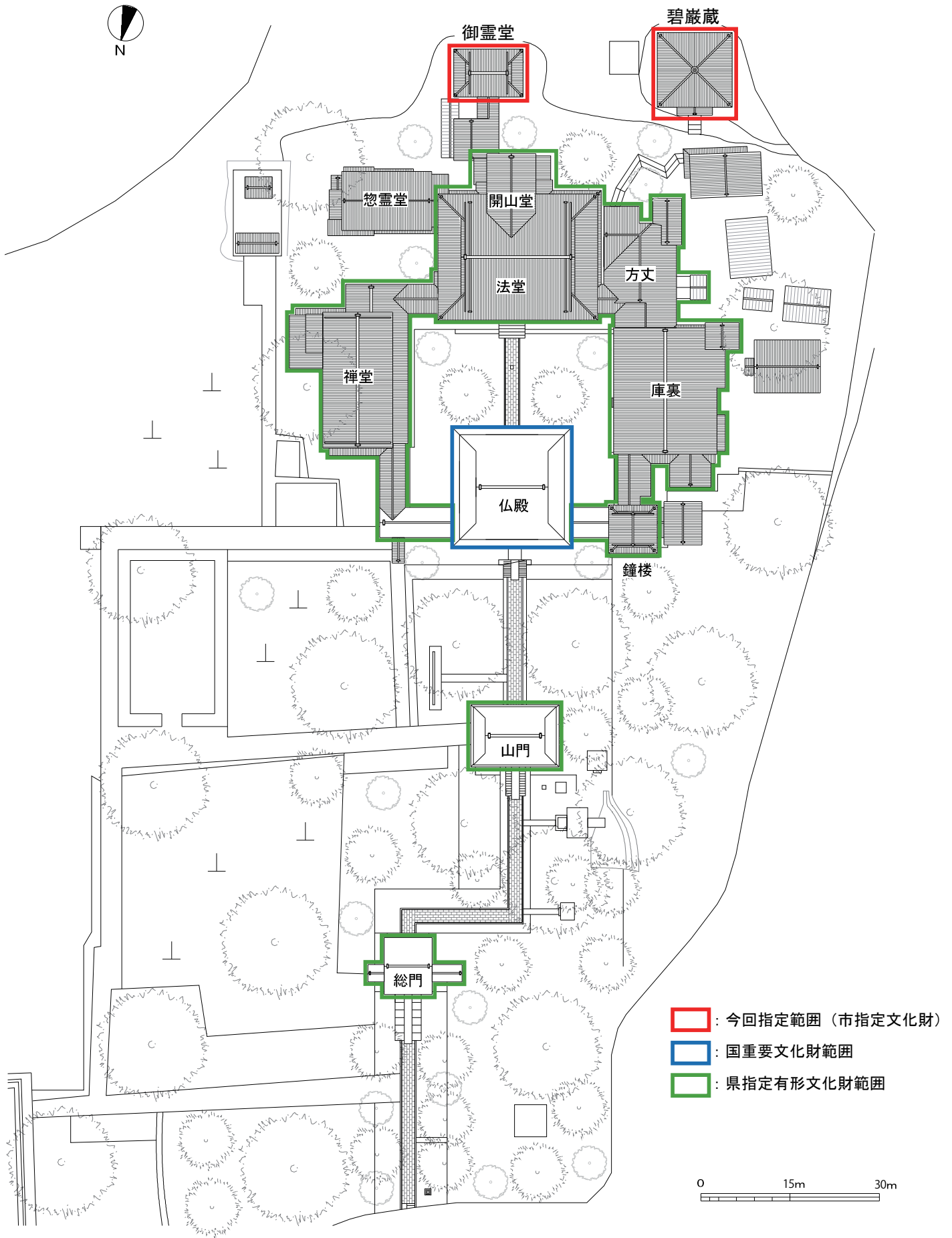
（注11）根巻は人造石塗洗出し仕上げであり、後の修理による可能性が高い。

（注12）天井板には、「寛政四壬子臘月中三日写止 金府 藤原政恒（落款）」の号が見られる。

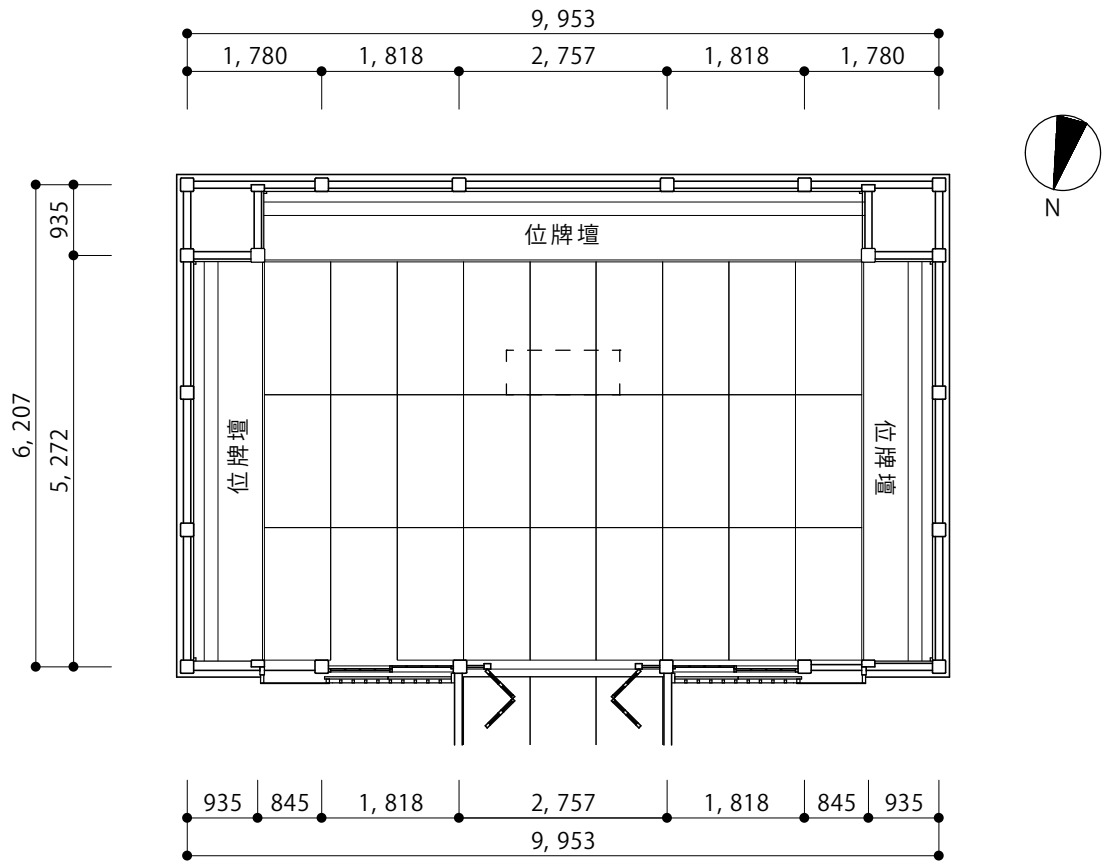
（注13）市内に残る宝蔵や経蔵に類する建物として、本願寺金沢別院経蔵（慶応2年・1866／県指定文化財）、円長寺経蔵（慶応元年・1865）、立像寺経蔵（江戸後期）、慶覚寺経蔵（江戸後期）、妙立寺経蔵（江戸時代末期）、誓入寺経蔵（年代不詳）があり、土蔵造の大仏殿として、蓮昌寺大仏殿（寛保元年・1741）がある。

用語の説明

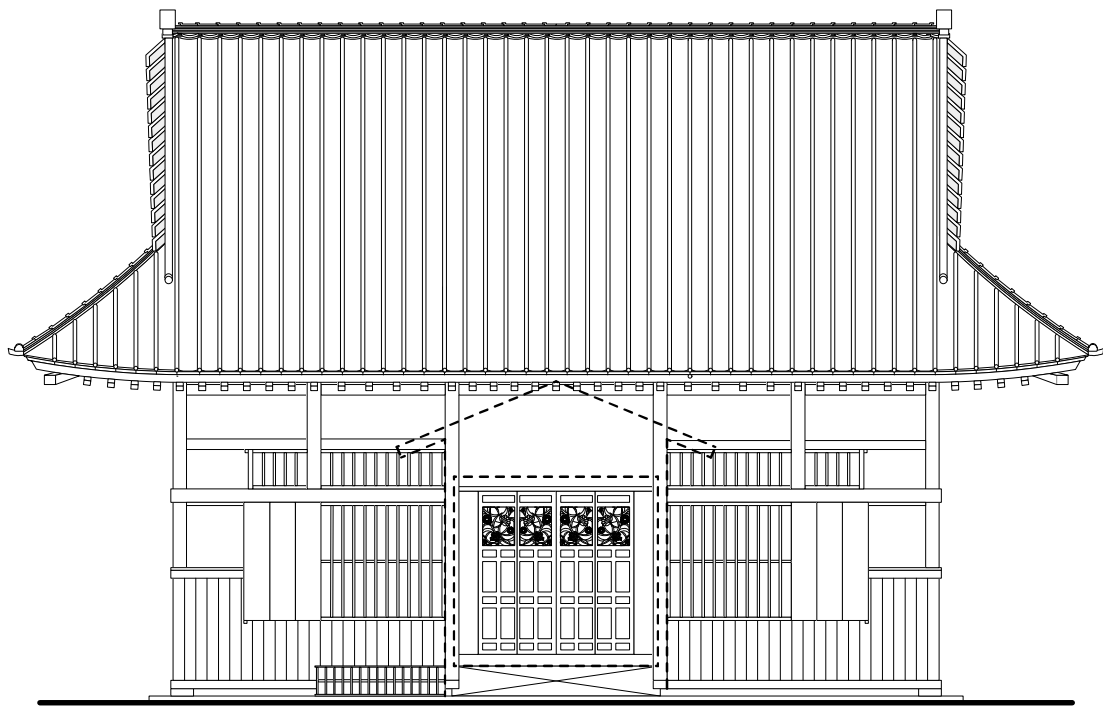
- ※1 入母屋造：寄棟造りの棟木を水平に伸ばし、切妻屋根となるような形をつくる屋根。
- ※2 平入：屋根の大棟と直角方向に入り口があること。
- ※3 舟肘木：組物の形式のひとつ。最も簡単なもの。
- ※4 一軒疎垂木：地垂木のみから成る普通の軒で垂木間隔を粗くとしたもの。
- ※5 軒付：柿葺や茅葺などの屋根において軒先だけを特に厚く重ねた部分。
- ※6 木連格子：正方形に組んだ格子。
- ※7 双折棧唐戸：2枚に折りたたむことができる開き戸で、框の中に幅広の棧を縦横に組み、その間に鏡板や入れ子板や連子をいれたもの。
- ※8 宝形造：平面が正方形で四方に勾配を持つ屋根とする造り。
- ※9 唐破風造：寺社建築の向拝などで、屋根の妻部分を正面に向け、中央部分を弓形に起り、左右になだらかに流れる曲線とする破風を用いた形式。
- ※10 菖蒲桁：唐破風の左右の桁で破風板を支えるもの。
- ※11 身舎：建物の主体をなす部分。
- ※12 猪目：猪の目に似るとしてハート形をいう。
- ※13 出組：組物の形式のひとつ。大斗の上に出三斗を置いて、その前方に出た巻斗の上に平三斗を置き、丸桁を支える。一手先ともいう。
- ※14 拳鼻：拳を横から見た形に似て、渦紋などの絵様が彫られた木鼻。
- ※15 実肘木：巻斗の上にあって桁を受ける肘木。
- ※16 二軒：上下二段で出の異なる垂木から成る軒。
 繁垂木：垂木間と垂木幅が等しくなるように割り付けた垂木。
- ※17 根太天井：天井を張らずに、上階床組の梁や根太を化粧としてみせるもの。



大乘寺伽藍配置図

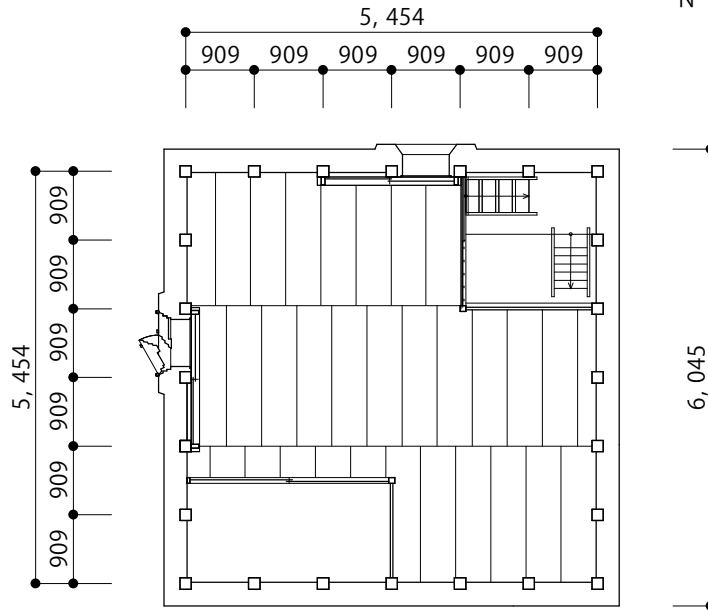


御霊堂 平面図 縮尺 1/100



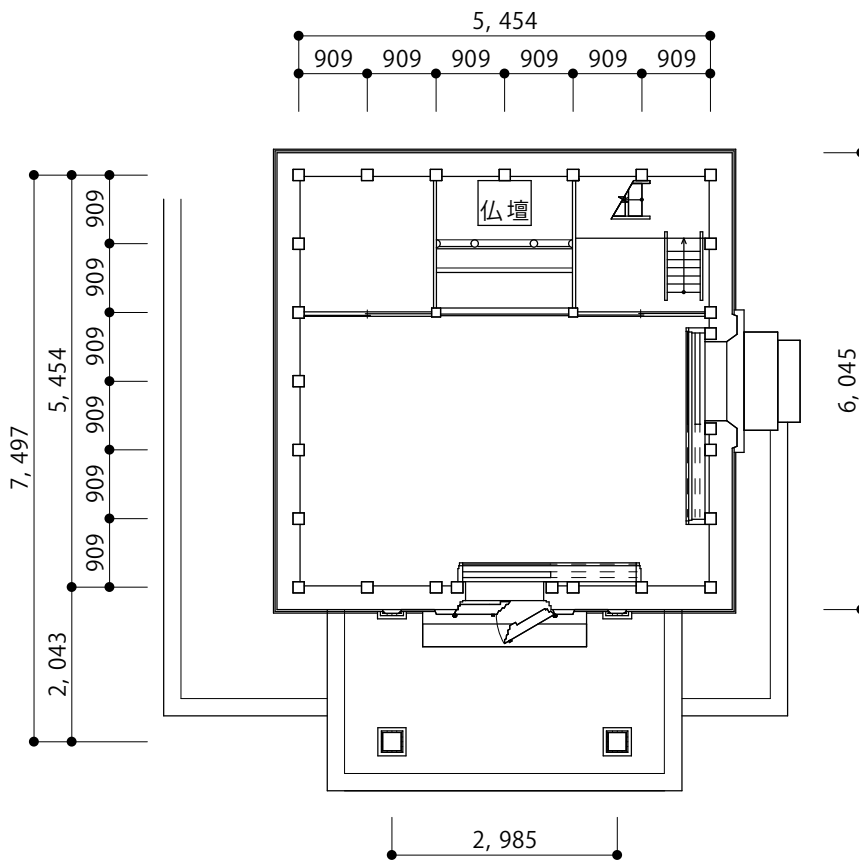
御霊堂 北立面図 縮尺 1/100





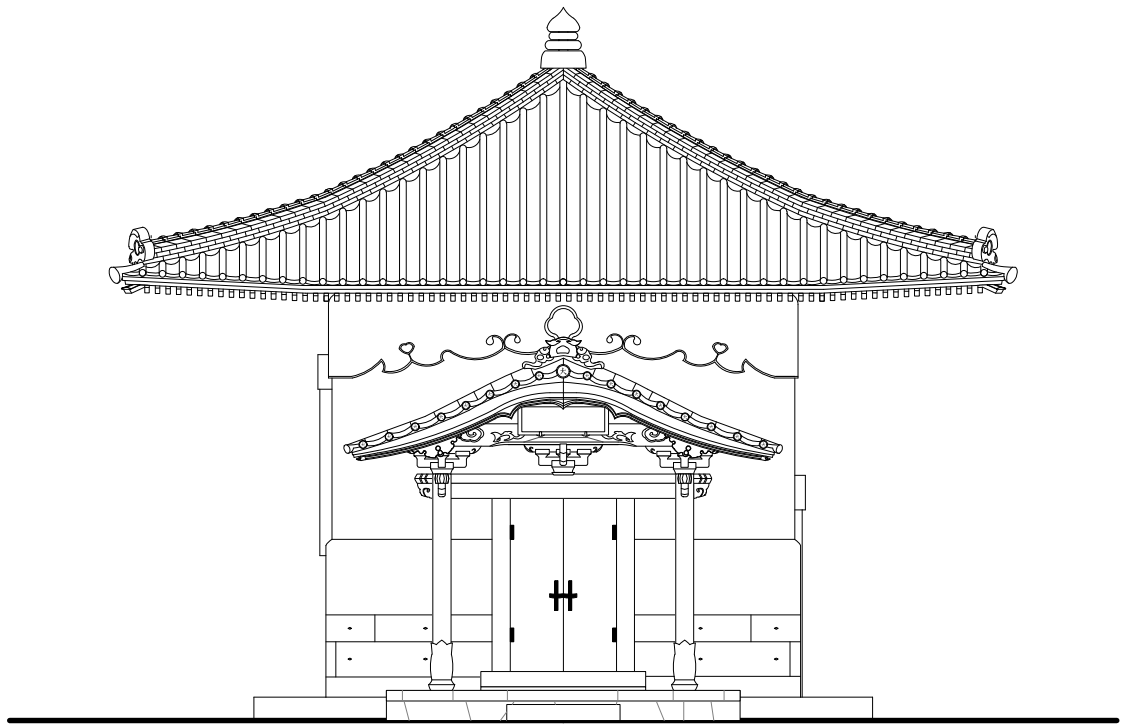
碧巖蔵 2階平面図

縮尺 1/100



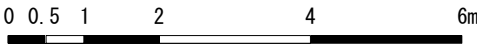
碧巖蔵 1階平面図

縮尺 1/100



碧巖蔵 北立面図

縮尺 1/100





御霊堂正面 北西より撮影



御霊堂内部 北より撮影



御霊堂内部 北東より撮影



双折棧唐戸



釘隠し



小屋組



位牌配置を示す板図



碧巖蔵正面 北より撮影



碧巖蔵正側面 北東より撮影



碧巖蔵 1階内部 北より撮影



碧巖蔵 2階内部 南西より撮影



身舎正面虹梁



身舎正面虹梁絵様



身舎組物拳鼻



仏壇廻り



仏壇組物拳鼻



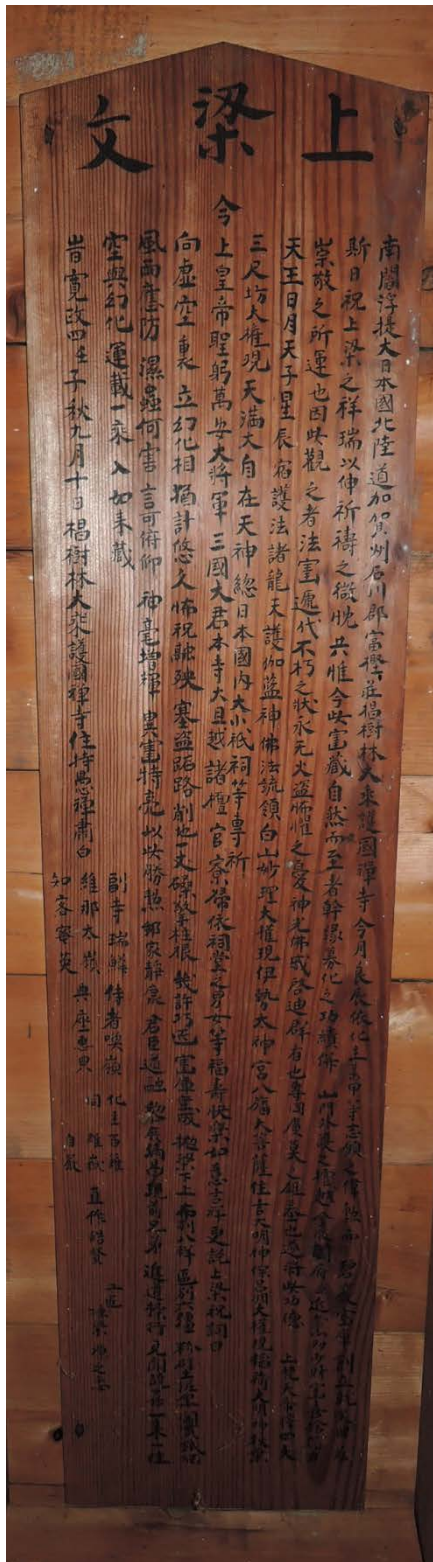
天井板墨絵

「寛政四壬子臘月中三日写止
金府 藤原政恒（落款）」の号



格天井

棟札（2枚の内1枚）



形状 尖塔形、
 寸法 中央高 1,175 mm、肩高 1,142 mm
 上幅 270 mm、下幅 270 mm、厚さ 12 mm
 材種 松材

上 梁 文

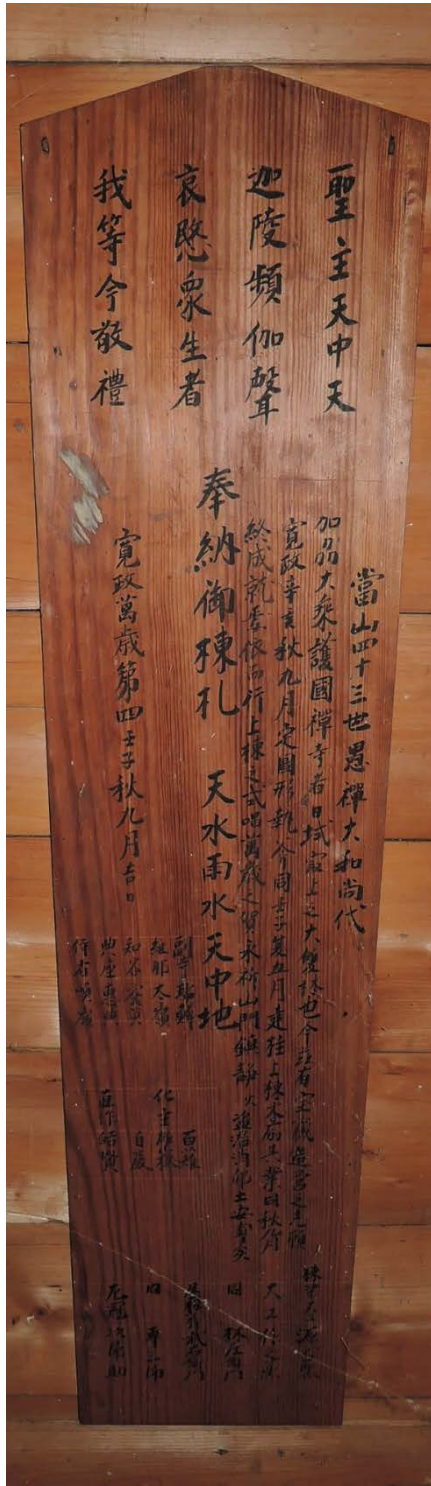
南閭浮提大日本國北陸道加賀州石川郡富樫莊梶樹林大乘護國禪寺今月良辰依化主某甲等志願之偉勲而 碧巖宝库創立就矣因茲
 期日祝上梁之祥瑞以伸祈禱之微忱共惟今此宝蔵自然而至者幹縁募化之功績併 山門外護之檀越金陵闔府並近黨多少財宝喜捨信力
 崇敬之所運也因此觀之者法宝遞代不朽之狀永無火盜怖懼之憂神光佛威啓迪群有也專因廣莫之雄基也遂將此功德 上梵天帝釋四大
 天王日月天子星辰宿護法諸龍天護伽藍神佛法統領白山妙理大權現伊勢太神宮八幡大菩薩住吉大明神神保呂羽大權現稻荷大明神秋葉
 三尺坊大權現天満自在天神總日本國內大小祇祠等專祈

今上皇帝聖躬萬安大將軍三國大君本寺大且越諸檀官寮婦依祠堂之男女等福壽快樂如意吉祥更說上梁祝詞曰

向虚空裏立幻化相猶計悠久怖祝融殃塞盜跖路削地一丈礫擊柱根幾許巧匠宝库垂成拋梁下上布列八祥區別六彊粉壁泥厚闔貫鐵網
 風雨應防濕蟲何害言可俯仰神毫增輝異宝特亮以此勝勲家静康君臣道融黎庶彌昌現前兄弟進道操行見聞隨喜一來一往
 空輿幻化運載一乘入如来蔵

崇寛政四壬子秋九月十日梶樹林大乘護國禪寺住持愚禪肅白
 副寺瑞麟
 侍者喚嶺
 化主百薙
 維那太嶺
 典座惠典
 同 雄嶽
 直作皓賢
 工匠
 知客密英
 自巖
 棟梁 源之丞

棟札（2枚の内2枚）



形状 尖塔形

寸法 中央高 972 mm、肩高 945 mm

上幅 241 mm、下幅 211 mm、厚 10 mm

材種 松材

聖主天中天
伽陵頻伽聲
哀愍衆生者
我等今敬禮

奉納御棟札

天水雨水天中地

當山四十三世愚禪大和尚代

加州大乘護國禪寺者日域最上之大雙林也今茲有寶藏造營之志願

寬政辛亥秋九月定圖形執斧同壬子夏五月建柱上棟木勵其業同秋九月

終成就焉依而行上棟之式唱萬歲之賀永祈山門鎮靜火盜潛消卯土安寧矣

棟梁大工

源之丞

大工

作之丞

同 林左衛門

同 武右衛門

同 專三郎

左 冠次郎助

副寺瑞鱗 百薙

維那太嶺 化主雄嶽

知客密英 自巖

典座惠典 直作皓賢

侍者喚嶺

市内を中心とした経蔵の事例



本願寺金沢別院経蔵
慶応2年（1866）／県指定文化財



※参考 興正寺経蔵（京都）
嘉永元年（1848）



慶覚寺経蔵／江戸時代後期



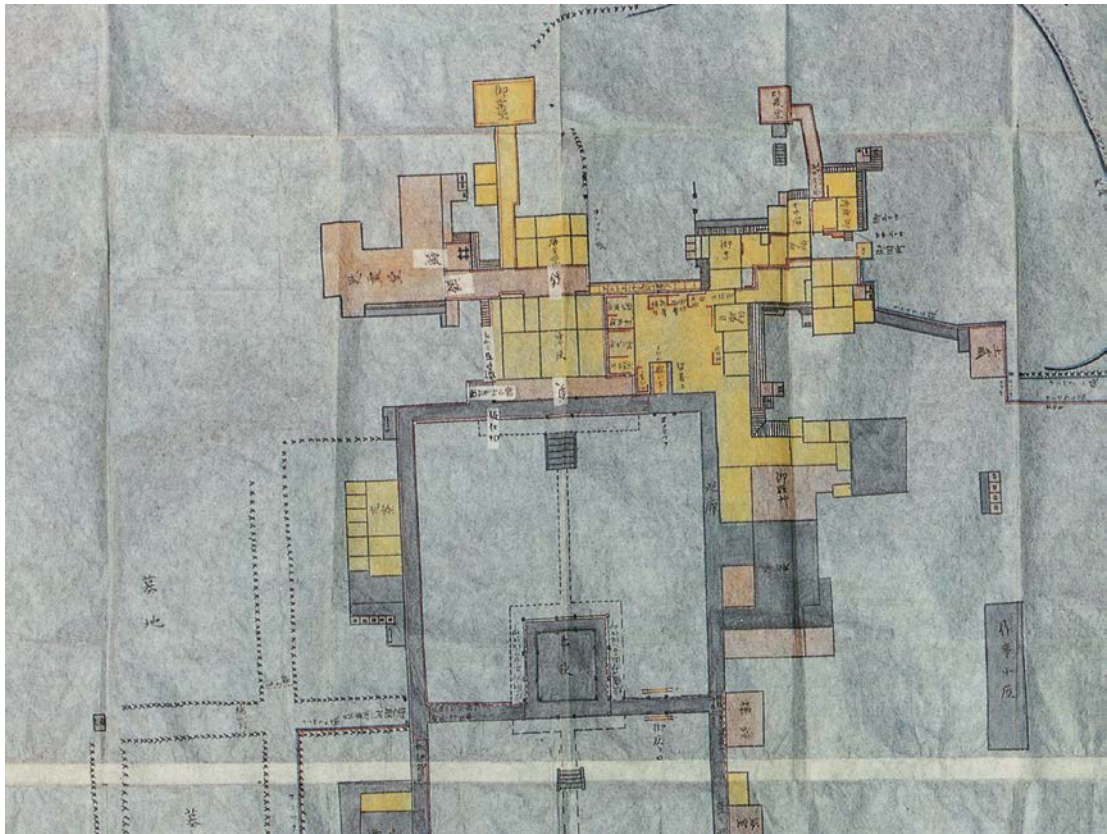
立像寺経蔵／江戸時代後期



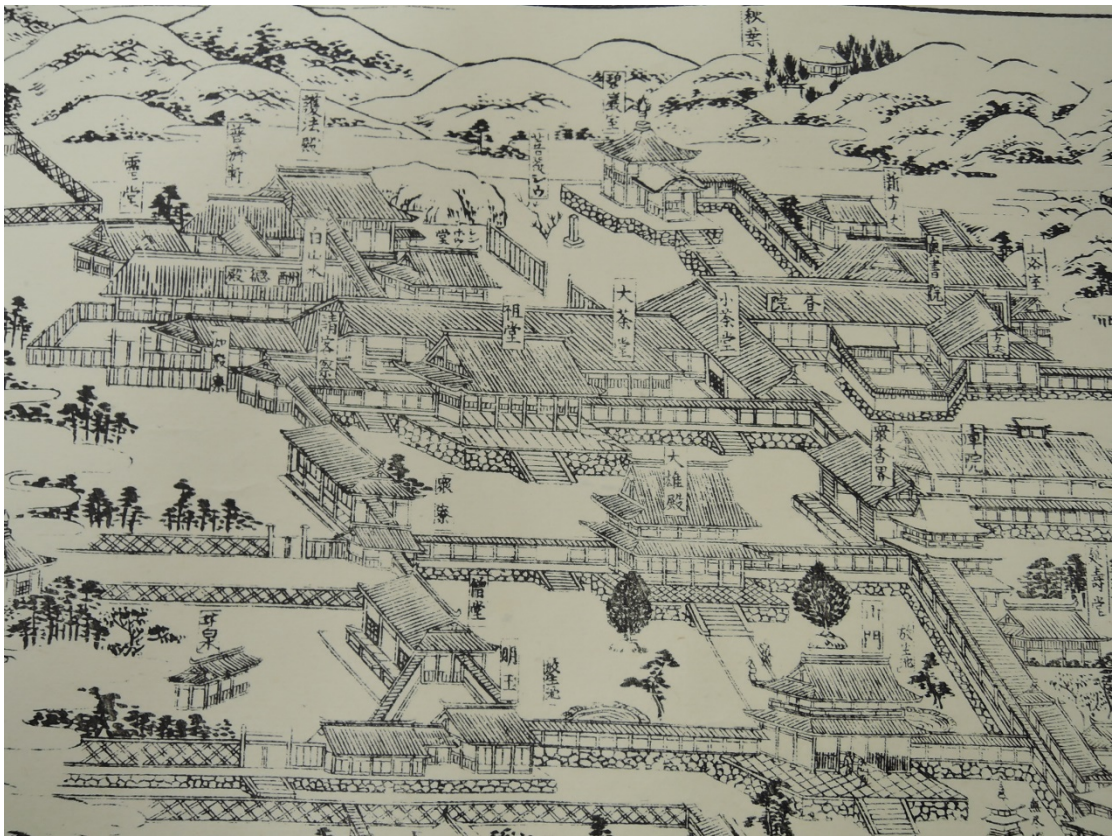
円長寺経蔵／慶応元年（1865）



妙立寺経蔵／江戸時代末期



「安政三年九月真龍院様大乘寺江御立寄之節御縮絵図」
 (安政3年・1856／大乘寺所蔵)



「加州大乘寺惣絵図」(弘化年間／近世史料館所蔵)

「金沢子どもを育む行動計画2018」

金沢子どもを育む行動推進委員会

1 家庭の行動指針

家庭の責務（子ども条例第4条より）

- 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにしながら、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。
- 保護者は、基本理念にのっとり、成長段階に応じて子どもとの適切な距離を保ちながら、家庭内における意思の疎通を図るよう努めるものとする。

取りまとめの観点

- ① 家庭において、「家庭の役割・大人の役割についてあらためて考える」ことを呼びかけるものとします。
- ② 各家庭がそれぞれの家庭の事情に応じて適宜選択・活用して取り組むことができる具体的な行動等を示し、考えるきっかけとします。
- ③ 大人が子どもを一方向的に「教える」「身に付けさせる」という発想ではなく、家族が「ともに学び成長」し、「社会で生きる力を培う」という視点を基本とします。

	取り組むべき方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 子どもを理解する	①子どもの成長について知り、考えよう	<p>持ち続けよう 子どもとともに 学ぶ姿勢</p> <p>● 社会の変化に伴い、これまで家庭や地域社会で培われてきた子育てについての知識や経験が受け継がれにくくなっています。まず、家族が子育てについて積極的に学び、子どもの成長に関心を持つなど、子どもからの学びや気づきを大切にしよう。</p> <p>● 子どもが人としての基本的な資質や能力を身に付けられるよう、家族で子育てについて十分話し合い、それぞれの役割について考えよう。</p> <p>● 子どもの自己肯定感が高まるような声かけや接し方を心がけよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てセミナーや講座、学校行事や懇談会等に参加して子育て仲間をつくり、子育てに関する情報を積極的に集める。 ○ 子育ての経験者からアドバイスをもらい、子育てに活かす。 ○ 子育ての悩みについて、SNS(ソーシャルネットワークサービス)を適切に活用するなど、身近に相談できる人や場所の情報を集め、気軽に相談してみる。(※1) ○ 子どもと向き合い、子どもとふれあい、子どもの話を聞き、子どもの成長段階に合わせた子育てを心がける。 ○ 常に子どもの言動を気にかけて、愛情を持って接する。 ○ 子どもが持っている良いところや、子どもががんばっている姿をほめてあげる。 <p>など</p>
	②家庭内のコミュニケーションを大切にしよう	<p>声かけよう 笑顔であいさつ 朝一番 創ろう あたたかい家族のふれあい</p> <p>● コミュニケーションはお互いを知るための基本です。あいさつはコミュニケーションの基礎です。家族がお互いにあいさつを交わす習慣を付けよう。</p> <p>● 家族が共に過ごす時間を増やし、家族の団らんを大切に、お互いを理解し合えるような会話を持とう。</p> <p>● 子どもの夢や希望、職業、将来などについて語り合おう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに「おはよう」や「おやすみ」などの声かけを積極的に行う。 ○ 家庭の問題をみんなで話し合い、家族の「絆」を強める。 ○ 子育てと仕事を両立できる環境をつくるために家族全員が協力し合う。 ○ 余裕と遊び心をもって、明るく楽しい雰囲気の家づくりを目指す。 ○ 子どもの意見をしっかりと聞き、子どもの思いを受け止める。 ○ 子どもに自分の仕事や地域のことなど何でも進んで話す。 ○ 子どもに語りかける時には、子どもが理解し、納得しやすい話し方を心がける。 ○ 休日は子どもとともに出かけたり、ゆっくり会話できる時間を持つ。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族みんなで一緒にできる行事やスポーツに参加する。 ・家族みんなで食事をする機会を大切に。 ・子どもの興味や関心事を通して積極的にコミュニケーションを図ることを意識する。 <p>など</p>
2 家族で共に学ぶ	①基本的な生活習慣を身に付けよう	<p>育もう 子どもの健康「早寝 早起き 朝ごはん」</p> <p>● 子どもの健やかな成長のためには、十分な睡眠と正しい食習慣、生活のリズムを整えることなどが重要です。基本的な生活習慣を身に付けるために、家族みんなで取り組もう。</p> <p>● 子どもが自立し家族の一員としての自覚と責任を持つよう、家庭での役割を持たせよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身に付けてほしい生活習慣について、子どもと話し合う。 ○ 親子ともども成長していくため、学びの時間を確保し、習慣付ける。 ○ 大人がお手本となって、家族全員が規則正しい生活を送る。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族みんなで生活リズムを整え、早寝早起き朝ごはんを心がける。 ・家族みんなで食の大切さを学び、栄養のバランスのとれた食事に心がける。 ・家族みんなで家の整理整頓、清掃をする。 <p>など</p>
	②家庭のルール・社会のルールを身に付けよう	<p>きちんと守ろう 社会のルール 大人が手本</p> <p>● 家族で話し合った約束事をお互いが守ることを通して、自分を律し、ルールを重んじる心を育てよう。</p> <p>● 子どもの発達に応じて、守るべきルールを大人が手本となるよう自らの行動を通じて丁寧に伝えよう。</p> <p>● 情報通信技術は便利になる一方、様々な問題が生じることがあります。家族みんなで話し合い、認識を共有しよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や社会のルールについて話し合い、大人が率先して行動し家族みんながルールを守ることを習慣付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族みんながスマートフォン、インターネット等のモラルや危険性について理解を深めるとともに、使い方のルールを決め、親も子どもと一緒にルールを守る。 ・テレビやゲームの時間を決めるなど、家庭での遊びのルール、学びのルールを子どもと一緒に決め、家庭学習の習慣を付ける。 ○ 社会の出来事についても積極的に話し合い、ルールを守ることの大切さを伝える。 ○ お金の大切さや節度のある使い方について話し合う。 ○ 子どもと一緒に決めたルールを家族みんなが見やすいところに掲げる。 <p>○ 子どもの成長段階に合わせて、個人の責任の持ち方について話し合う。</p> <p>など</p>
3 社会で生きる力を培う	①自主性・自立性を身に付けよう	<p>支えよう 子どもの夢と可能性</p> <p>● 多くの人とのつながりと出会いの中でこそ、大人も子どもも成長できます。感動する心を育て、個性を育むため、子どもの関心事を大切に、意欲を伸ばす機会をつくらう。</p> <p>● 変化の激しい社会をたくましく生きるため、子どもが自ら考え、行動できる姿勢を身に付けられるようにサポートしよう。</p> <p>● 子どもの安全を守るために、子どもが自分自身で考え、判断する能力を養おう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事、ボランティア活動等に、家族で進んで参加する。 ○ 絵本の読み聞かせをし、読書の習慣を付ける。 ○ 家事等を子どもと共に行い、子どもに家庭の一員であることを自覚させる。 ○ 部屋の清掃や花壇の水やりなど家の手伝いを通じて、子どもに仕事を任せよう。 ○ 子どもが自分で考え、自分で行動する気持ちを大切に、子どもの夢を応援し、子どもの努力を積極的に評価する。 ○ 地域の避難場所を確認し、災害時は各自の判断で適切に行動できるよう、家族で話し合う。 <p>など</p>
	②人権の尊重・環境の保護の意識を高めよう	<p>大切にしよう 思いやりの心 すべての命 伝えよう 心のこもった「ありがとう」</p> <p>● 各個人が尊重され、「かけがえのない存在」であることを日々実感できるようにし、思いやりの心を育てよう。</p> <p>● 子どもも人格を持つ一人の人間として認識し、お互いの価値観を認め合おう。</p> <p>● 学校(幼稚園・保育所・認定こども園含む)等での学ぶ機会を有効に活用しよう。</p> <p>● 生活の中で生命や環境の大切さを学び合おう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誠実さ・思いやり・尊敬・感謝・相手を認める心を大切にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族の中でお互いの人格を認め合い、助け合うとともに、普段の生活の中で、平等・公平な意識を大切にする。 ○ 集団生活の体験機会に参加するよう努める。 ○ 子どもと親が自分に自信を持ち、自分の良さを肯定する気持ちを培うため、互いに認め合い、信頼する気持ちを大切にする。 ○ 学校などで開催される講座や講演会に積極的に参加する。 ○ 自然とふれあいながら、自然の大切さを学び、自然の中で命が繋がっていることを知る。 ○ 子どもの年齢に応じて温暖化などの地球環境問題について話し合う。 ○ ゴミの分別やこまめな節電など、日常生活での実践を通して、地域や地球の環境を守る大切さを話し合う。 <p>など</p>

※1 身近な地域で子育ての悩みについての相談や仲間づくりができる場として、公民館、児童館、幼稚園、保育所、認定こども園などがあります。また、教育プラザや福祉健康センターでも相談に応じています。

2 地域の行動指針

地域の責務（子ども条例第5条より）

- 地域の住民等は、基本理念にのっとり、健やかな子どもの育成に地域の主体的なかかわりが果たす役割の大切さを認識し、地域の住民等の高い連帯意識を生かし、又はつぎながら、子どもの育成のために相互に連携し、及び協力して、地域の伝統行事等への子どもの参加に関する活動、ボランティア活動をはじめとする社会体験活動その他の地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 地域の住民等は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、かつ、子どもへの声かけ等を行うことを通して、子どもとのかかわりを深めるよう努めるとともに、社会的な決まりに反し、又は他人に迷惑を及ぼすような子どもの行動に対しては、これを改めるよう注意と指導をするなど、地域全体としての取組を行うよう努めるものとする。

取りまとめの観点

- ① 地域の活動は、各々の状況に応じて工夫をしながら行われるべきものであり、一定の活動規範を一律的に適用することは、本来の地域活動を推進するうえで、適切ではないという考え方を基本とします。
- ② 地域で子どもを育てる意識の向上や、家庭、地域、学校等の連携促進により、地域教育力の向上、ひいては地域コミュニティの活性化を目指すこととします。

	取り組むべき方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 みんながもっと集まる	①大人同士が顔の見える関係づくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 大人同士が学び合うことを通して、お互いに顔の見える関係を築こう。 ● 幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校の子どもを持つ保護者が一緒に集まって話をしよう。 ● 子育て卒業の大人に、もっと子どもに関心を持ってもらおう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館や子育ての先輩による相談事業へ参加し、アドバイスをもらう。 ○ PTA・育友会や地域活動等に参加し、保護者や住民との情報交流を図る。 ○ 郷土料理教室や昔ながらの遊びなどの多世代が参加しやすい行事を企画し、参加を促す。 ○ 地域のイベントなど、人が集まる機会をとらえて子育て体験を学び合う場を設定する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②地域の子どもと交流しよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人」と「情報」のたまり場をつくらう。 ● 地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の合同集会」を開こう。 ● 地域に、大人と子どもによる「遊びのクラブ」を設けよう。 ● 地域のスポーツ・文化活動を通して大人と子どもの交流を充実していこう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校など学校施設を活用し、大きな行事は地域・学校をあげて実施する。 ○ 地域行事等について子どもと大人が話し合い、その結果を地域の活動に反映させる。 ○ 行事の後に親睦会を行うなど、次の行事開催につながる機会をつくる。 ○ グラウンドゴルフやもちつき大会など、子どもから高齢者まで、地域みんなで楽しめる行事を開催し、三世交代を推進する。 ○ 手作りの遊びなど、実体験で子どもと大人と一緒に楽しむ機会を設定する。 ○ 地域のスポーツ大会など、親子で体験できる行事への参加を促進する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	③「家庭」と「家庭」の交流を深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 「顔見知り家族」の輪を広げよう。 ● 地域交流の楽しさをアピールして交流の輪を広げよう。 ● 金沢しぐさなどに代表される、地域の絆を意識しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ バザー、文化祭等への積極的参加を呼びかける。（子どもが集えば大人が集う） ○ 行事、集会等での転入者紹介、歓迎タイムなどの工夫をする。 ○ 地域の人と積極的にあいさつを交わしたり、自宅周辺の除雪を行うなど日常生活の中での連帯協力を実践する。 <p style="text-align: right;">など</p>
2 大人と子どもが互いに知り合う	①子どもの意見・考えを知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の行事などについて子どもが話し合った意見を聞き、考えを取り入れよう。 ● 子どもの意見や考えを把握するよう努めよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTA・育友会や児童館、公民館など、地域の団体が連携し、地域の大人たちと子どもたちが語りあう機会づくりをする。 ○ 子どもの考え方や子どもの話題に関心を持つ。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②子どもと大人が共に育とう	<ul style="list-style-type: none"> ● 中高生が子どものまとめ役となりながら、一緒に知恵を出し合おう。 ● 大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談にのろう。 ● 地域の教育力を高めるため、大人も子どもと共に学習しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの悩み、困りごとに耳を傾け、子どもの目線でふれあう機会をつくる。（中高生はサポート役に、時には大人が子どもに教わることも大切） ○ 講演、集会等様々な機会を得た新しい情報や考え方を、子どもとの関わりに活用する。 ○ 地域の活動に、子どもも中心的な役割を担ってもらおう。 <p style="text-align: right;">など</p>
3 地域コミュニティを活性化する	①地域全体で子どもを見守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが安心・安全に過ごせる地域づくりを進めよう。 ● 地域に、子育て情報の集積や活動の連携をサポートするための場をつくらう。 ● 地域全体を「学びの場」と捉え、地域の子どもは地域で育てるという意識を醸成し、実践していこう。 ● ボランティア団体等との相互の連携を強めていこう。 ● 地域学習や体験活動を通して、社会で生きる力を培おう。 ● 地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動（「地域学校協働活動」）に参加しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の子どもの日常の過ごし方や様子に気を配る。 ○ 子どもが良いことをしたときには、積極的にほめる。 ○ 地域の大人が通学路に立ってあいさつや声かけを行うなど、子どもの登下校を見守るとともに、子どもの登下校の時間に買い物や散歩をする。 ○ 公園・広場の見回りや交通安全運動等のキャンペーン、通学路等において児童生徒の見守り活動を行う「子ども見守りボランティア」などへ参加する。 ○ 地域活動の核である公民館を中心に、地域の各種団体等との連携を進める。 ○ 地域に貢献した子どもの功績を認め、公民館等が表彰する。 ○ 各地域団体やNPOとの連絡会を開催し、互いの情報やノウハウを交換する機会を設ける。 ○ 学校と協働で実施する防災訓練や学校周辺の地域について学ぶ郷土学習などの地域学校協働活動に参加する。 ○ 地域全体で子どもたちを支えるためのネットワークづくりを進める。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②大人は子どもの手本となり社会のルールはみんなで見守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 共に生きるための地域や家庭でのルール、マナーを大人と子どもで学び、実践しよう。 ● 多くの人との交流の中で社会のマナーを身に付けられるよう、地域の行事へ子どもも参加しよう。 ● 子どもは地域の「宝」。みんなで育てる意識を持とう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標づくりは、子ども、大人双方の意見でつくる。 ○ 全市一斉美化清掃等に親子で参加するなど、グッドマナー、地域美化活動等を推進する。 ○ 「家庭の行動指針」の実践活動を推進する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	③地域の一員としての人づくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。 ● 地域の良さを再認識し、自分たちの地域に愛着と誇りを持つとともに、転入してきた住民がいち早く地域に受けこめる気運を醸成しよう。 ● 地域活動の指導者や地域住民が相談できる人材を養成していこう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行事やイベントで、プランナー、スタッフ等の経験を積ませる。 ○ 地域の活動を行う際には、大人とともに子どもにも先導役の経験を積ませる。 ○ 異年齢の子どもたちがふれあう機会に参加するよう呼びかける。 ○ 子どもの地域防犯防災活動への積極的な参加を促し、将来にわたる地域防犯防災力を高める。 ○ 各分野の経験者などの知識を吸収し、地域の指導者のレベル向上を図る。 ○ 地域交流の場を設けるなど、地域の指導者の活動が継続される仕組みを作る。 ○ 地域の新たな発見のきっかけとなるイベントなどを開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域を歩いて学ぶイベントを実施する。 ・地域の魅力を紹介するマップを作る。 ・地域への愛着を深められるよう、地域の歴史・文化の伝承につながる講座等を開催する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3 企業の行動指針

企業の責務(子ども条例第7条より)

- 企業は、基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭と企業とのかかわりや子どもの豊かな社会性を育むことについての企業の役割の大切さを認識し、企業で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域の住民等、学校等が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

取りまとめの観点

- ① 企業は、業種や規模などにより、業務内容や従業員の勤務態様などが異なるため、ここでは、すべての企業がすべての事項に取り組むことを求めるものではなく、企業ごとに選択して取り組んでいく事項を示すこととします。
- ② 各企業の行動を促進するために、経済団体や協同組合など企業の団体も対象とします。
- ③ 子どもの育成に果たす企業の役割について、改めて認識を深めるとともに、家庭、地域、学校や行政との協力・協働関係の構築につながるものとします。

	取り組むべき方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 家庭とともに	①働く保護者への配慮に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員が子育てや子どもの教育など、子どもとふれ合う時間を持つために、長時間労働など働き方を見直し、休暇取得や定時帰宅ができる職場づくりを経営者が率先して進めよう。 ● 子どもの運動会や発表会、誕生日等には、保護者の休暇の取得に配慮しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政の出前講座等を利用し、ワークライフバランスや子どもの育成に関する企業内研修を実施する。 ○ 育児休暇、看護休暇など子どもに関わる福利厚生制度の向上を図るとともに、積極的に利用促進に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・週に1回はノー残業デーを設けるなど、早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間を持てるような職場づくりをする。 ・授業参観や通知表渡し等の学校行事に参加できるような職場づくりをする。 ・「入学式」「卒業式」や「子どもの誕生日」などの記念日には、子どもと一緒に過ごせるよう、メモリアル休暇などの制度を作り、取得を奨励する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②企業の役割について認識を深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会全体で子どもを育てていく必要性とその中で企業が果たす役割の大きさについて認識を深めよう。 ● ワークライフバランスの趣旨を理解し、従業員が家庭における子育てや地域の行事に参加しやすい職場となるよう努めよう。 ● 子どもの夢を積極的に応援しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業内の組織(親睦会や互助会など)として、子どもの育成に貢献する活動や家族単位で参加できる行事などを開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加できる旅行やレクリエーション活動を実施する。 ○ 休暇を取得しやすい環境の整備を図るなど、従業員がPTA・育友会や町会の活動に参加することを支援する。 ○ 一般事業主行動計画に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備など、ワークライフバランスの推進や子育て支援を図る。 ○ 企業同士が相互に連携し、仕事と子育てを両立できるための環境の整備とその拡大に努める。 ○ コンテストやコンクールなどのイベントを通して、子どもの夢を支援する。 <p style="text-align: right;">など</p>
2 地域とともに	①地域との関わりを深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子どもたちの見守りに心がけ、安心安全な地域づくりに積極的に努めよう。 ● 地域社会の一員として、地域や学校と連携し子どもを育てよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝の登校時間帯に社屋前等の清掃をしてあいさつを交わしたり、夕方早めに社屋前等の電灯を点灯するなどして、通学の安全を見守る。 ○ 商工会・商店街などが実施する子どもを対象にした活動や地域のイベントに積極的に参加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域が行う子どものための活動に対して、所有施設等を開放する。 ・地域安全パトロールなど、子ども見守りボランティア活動に積極的に協力する。 ・地域と企業が連携した、イベントや体験事業などの地域活動を企画する。 ・地域の社会体育大会や公民館文化祭等に協賛する。 ○ 企業として地域活動への参加を奨励するなど、従業員が、地域の行事に参加しやすいような配慮を行う。 ○ 企業のホームページに地域・学校との活動内容を掲載したり、地域、学校ホームページのリンクを設定して、地域活動への参加をアピールする。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②NPOや青少年育成団体への支援に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の青少年健全育成事業や各種スポーツ、文化活動への従業員の参加を奨励しよう。 ● 子どもの育成に関する活動を行っているNPOや青少年育成団体の情報収集、活動支援を行おう。 ● 企業とNPO、青少年育成団体がそれぞれの専門的知識を活かして、子どもを育てよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の専門性を活かして、NPO、青少年育成団体のイベントに物的・人的支援を行う。 ○ 運営役員に参画するなど、NPOや青少年育成団体に積極的に関わる従業員の活動を促す。 <p style="text-align: right;">など</p>
3 学校・行政とともに	①学校との関わりを深め、教育活動を支援しよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校に企業のことを知ってもらい、学校との関わりを深めよう。 ● 子どもの職場体験、見学会や説明会等の受け入れに積極的に応じよう。 ● 子育てに対する当事者意識を高めるため、保育体験のような育児に自ら携わる体験への参加を奨励しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場体験を受け入れる。 ○ 従業員の子どもに、仕事の内容や企業がどのように社会に貢献しているか説明会を行う。 ○ 学校等からの講師派遣依頼に協力するなど、学校と企業が連携したイベントや体験事業などを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりや手仕事の体験教室を実施する。 ・ロボットプログラミング教室や科学実験などの教室を実施する。 ○ 学校(幼稚園・保育所・認定こども園含む)や行政等が主催する父親向け講座への参加を促進する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②学校・行政との情報交換に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校・行政の行う子どもの育成に関する取組の情報収集に努めよう。 ● 仕事と子育てを両立するための取組事例などを学校・行政に情報発信しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや学校の現状を知り、学校とともにできる活動を探る。 ○ 学校や行政との連携を密にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校や行政との連絡会を持つ。 ・学校や行政と合同で子どもに関する研修会を開催する。 ・行政と連携し、仕事と子育てを両立するための具体的な取組事例集などを作成し、ホームページなどに掲載する。 <p style="text-align: right;">など</p>

4 学校の行動指針

学校の責務(子ども条例第6条より)

- 小学校、中学校その他の義務教育諸学校は、基本理念にのっとり、集団生活を通して、社会性、基礎学力、自ら学び、考える力等を子どもが心身の発達に応じて身に付けることができるようにするものとする。
- 幼稚園及び保育所は、基本理念にのっとり、集団の中での遊び等を通して、人間としての基礎的な社会性を育み、子どもの心身の発達を助長するものとする。

取りまとめの観点

- ① 小学校、中学校の役割について、「生きる力」である確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むため、6つの視点を基本とします。
- ② 幼稚園・保育所・認定子ども園の役割について、小学校以降の生活や学習の基盤となる「生きる力」の基礎を育てるという視点を基本とします。

	取り組むべき方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 小学校・中学校の行動指針	① 確かな学力の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ● 新学習指導要領を踏まえ、特色ある教育課程の充実を図ります。 ● 「金沢型学習スタイル」に基づき、学習指導の工夫と改善に努め、確かな学力の定着を図ります。 ● 学びの土台として、小中学校の連携を深め、系統的・連続的な教育を実践します。 ● 急速に変化し、予測が困難な時代に対応する多様な教育の実現を図ります。 ～特別支援教育・インクルーシブ教育(※1)・学校図書館教育・情報教育～ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金沢ベーシックカリキュラムを基準とした特色ある教育課程を編成・実施する。 ○ 金沢ふるさと学習においては、学校の実情や地域の実態に応じて扱う素材を選択するとともに、指導資料に示した身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成できるよう教育課程を充実する。 ○ 長期休業や週休日等を活用し、学校の特色を生かした魅力ある教育活動を工夫する。 ○ 学校全体で「主体的・対話的で深い学び」「分かる喜び・できる喜びのある学習」「好ましい人間関係に基づく学習」となるよう授業改善に取り組む。 ○ 体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習に努めるとともに、言語活動(聞く・話す・書くなど)の充実に努める。 ○ 学習の見通しを持たせたり、学習した内容を振り返ったりすることで学習意欲の向上や学習内容の確実な定着に努める。 ○ 児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。 ○ 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上を図る。 ○ 9年間の発達段階に応じた学習習慣や学習規律の定着に努める。 ○ 中学校区の小中学校が相互に授業参観する機会を計画的に設定し、それぞれのよさを生かした授業改善を推進する。 ○ 副読本や機器等を活用し、小中一貫英語教育を推進する。 ○ 特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能の強化を図るとともに、保護者や外部の関係機関等との連携を進め、校内支援体制の充実に努める。 ○ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を通して、子ども一人一人の教育的ニーズの把握や指導法等について保護者との共通理解を図るとともに、支援の内容や方法等の改善・充実を図る。 ○ 障害のある子どもが十分に教育を受けられるために、保護者との合意形成を図りながら合理的配慮を行う。 ○ 学校図書館の蔵書の充実に努める。 ○ 学校司書による支援や市立図書館との協働体制を強化することにより、授業での学校図書館の活用を推進する。 ○ 児童生徒がコンピュータやインターネット等の情報手段を主体的に活用できるよう取り組む。 ○ 家庭や地域と連携して、それぞれの役割を果たしながら、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル意識の向上に努める。
	② 豊かな心と社会性を育成します	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団生活を充実し、よりよい人間関係の確立を図るとともに、社会のきまりを守り社会的に自立できるよう、自己肯定感・規範意識を育みます。 ● 奉仕活動やボランティア活動等の体験活動や、キャリア教育の充実を図ります。 ● 金沢の自然や伝統・文化にふれるなど体験的な学習の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動全般の中で、教師と児童生徒及び児童生徒同士の信頼関係を築き、いじめを許さない等、安全安心な学校づくりを推進する。 ○ 小中学校9年間を見通した生徒指導の充実を図る。 ○ 教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する。 ○ 学校教育活動全般の中で、全体計画に基づいた道徳教育や人権教育に積極的に取り組む。 ○ 道徳の教科化に伴い、「考え、議論する道徳」への転換に向け、指導方法等の改善を図る。 ○ 「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践を通して、人と人との絆を大切にしながら、金沢「絆」活動に取り組む。 ○ 特別活動や総合的な学習の時間等において、自己の目標や生き方に目を向けたり、職業や進路に関わる体験的な活動を行う。 ○ 児童生徒が自分の性格や興味、能力・適性等についての理解を深められるよう進路指導の充実を図る。
	③ 健康な体づくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康や運動に関心を持ち体力が向上するよう教育活動を工夫します。 ● 健康・安全教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育全体を通して体力向上を目指すとともに、中学校における運動部活動を活性化させる。 ○ 喫煙防止、薬物乱用防止教育、性教育、食育などの今日的な健康課題について、「金沢市健康教育推進プラン」に基づき、積極的に取り組む。 ○ 授業における養護教諭等の参画を進め、指導を充実する。 ○ 教職員の健康教育スキルの向上と児童生徒の健康行動の習慣化を培うため、家庭、地域との連携・協働に取り組む。
	④ 信頼される学校づくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や地域住民の教育活動への参加・参画を進め、積極的に情報発信します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域住民が指導者や支援者として、授業や行事などへ多面的に参加・参画できるようにする。 ○ 学校経営や授業等についての保護者、地域住民からの評価を学校経営に生かす。 ○ 学校運営協議会を通して、保護者や地域住民から教育課程や学校経営計画等について意見を求め、学校運営に反映させる。 ○ 保護者や地域住民の生涯学習活動に、教員の専門性を生かし積極的に関わる。
	⑤ 教員としての資質向上に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員は、積極的に自己研鑽に努め、指導力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員一人一人の課題に応じた研修を計画的に行う。 ○ 教科指導を中心に教員の授業実践力の向上に努める。 ○ ライフステージに応じた研修に努め、校内研修会などで成果を還元する。 ○ 諸課題に対応できる豊かな専門性、幅広い社会性、実践的指導力、コミュニケーション能力、組織で対応する力など、教職員のさらなる資質と指導力の向上をめざし、校内研修の充実を図る。 ○ 各学校において、校内OJT体制を構築し、若手教員の育成に努める。
	⑥ 責任ある学校経営を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織的な学校経営に努め、学校の安全管理を徹底します。 ● 学校評価の結果を学校経営に生かすとともに、情報公開を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度を通して、教職員の学校運営への参画意識を高める。 ○ 危機管理マニュアルを活用しながら、防災教育を推進し、事件・事故・災害から児童生徒の生命の確保に努める。 ○ 学校だよりやホームページなどにより、積極的に学校の情報を公開する。 ○ 評価サイクルにより経営計画を見直し、具現化のための方策を探り改善につなげる。
2 幼稚園・保育所・認定子ども園の行動指針	① 生きる力の基礎を育てます	<ul style="list-style-type: none"> ● 日々の保育が遊び等を通じて学びとなることを理解し、子どもの心と身体の成長、社会性を育みます。 ● 地域の子育ての拠点として、保護者を支援する取り組みや様々な交流活動を進めます。 ● 保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な環境や遊び体験から、自立心や人とのかかわる力を育む。 ○ 地域行事の参加や公共施設の訪問等を通して、地域の方々との交流を図りながら、地域社会の文化を学び、ルールを身に付ける。 ○ 行事への親子参加や未就園児親子教室、保育体験等を活用し、親子のふれあいを深め、親として成長できる支援を行うとともに、将来親となる世代の子育てする力を育む。 ○ 教育プラザや幼稚園・保育所・認定子ども園相互の連携を図り、保育者の資質向上や小学校教育との円滑な接続を図る。

※1 人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育。

5 行政の行動計画

行政の責務（子ども条例第8条より）

- 市は、基本理念にのっとり、金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するための施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 市は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、企業等における子どもの育成に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

1 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援

保護者は、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負う者ですが、近年は、家庭の教育力の低下が懸念されており、また、核家族化等が進み、孤立感を抱えながら子育てをしている保護者も少なくありません。市は、こうした家庭での子育てを支える取り組みとして、家庭教育の充実や子育て家庭への支援などを行っています。

1 家庭教育の推進

- 家庭教育力の向上をめざし、より多くの保護者に学習の機会を提供する
- 家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育てための8つのすすめ」をはじめとする家庭教育に役立つ情報等を提供する
- 男女共同参画に関する講演会の開催など男女共同参画の意識を高める機会を提供する
- 人権に関する講演会の開催など人権尊重の意識を高める機会を提供する

2 子育て支援

- (1) 子育てに関する情報交換等の場の提供
 - 中核的な施設を利用した金沢こども広場を充実する
 - 学校、公民館、児童館等を利用した子育てサロンの設置を拡大する
 - 身近な地域における子育て支援を推進するため、支援に携わる人材を養成する
 - 子育てに不安を抱える親を支援する
- (2) 子育て相談の充実
 - 教育プラザで乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う(ワンストップサービス)
 - 福祉健康センターで食習慣・健康づくり等に関する相談・指導を充実する
 - 保健師や助産師が乳児及びその保護者を対象に訪問指導を行う
- (3) 子どもの豊かな遊びの場の充実
 - 地域の自主性を最大限尊重しながら、新たな児童館や児童クラブなどを設けていく
- (4) 子育て夢ステーション事業の充実
 - 幼稚園、保育所、認定こども園、児童館等を身近な地域拠点と位置付け、子育て支援機能の充実を図る

3 親子共同体験の機会の提供

- 身近な自然や環境に親子でふれあい、親子で楽しむことができるイベントなどを開催する
- 親子のふれあいのきっかけづくりとなるよう文化・スポーツ施設の利用券を配布する
- 親子で農業についての体験学習の機会を提供する
- 金沢食育キッズマイスターの育成などを通して、子ども、親子を対象に、食に関する正しい知識と判断力を身に付けるとともに、食文化への理解を深め、家庭における食育推進を図る

4 虐待の防止

- 児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図るなど、虐待通告への対応を充実する
- 要保護児童対策地域協議会(金沢こども見守りネットワーク)を定期的に開催する
- 児童虐待防止を推進するため、NPO法人など市民団体との協働によるワークショップ等を開催する
- 「こども家庭支援センター金沢」において、電話相談や訪問相談など様々な取り組みを進める
- 虐待防止に向けた啓発を行う

5 配慮を必要とする家庭への支援の充実

- 教育プラザで乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う(ワンストップサービス)【再掲】
- 教育プラザで発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校への相談支援を行う
- 経済的に困っている家庭の子どもに関する相談体制の充実や、ひとり親家庭への相談支援を行う
- ひとり親家庭等の子どもに対して、大学生等のホームフレンドを派遣し、話し相手や簡単な学習指導等を行う
- ひとり親家庭等の中学生に対して、大学生等の学習支援ボランティアを派遣し、学習支援を行う

2 子どもの育成に関する地域の活動への支援

金沢は、小学校の通学区域(校下)を中心とした地域のコミュニティ(結びつき)の中で、子どもを育むことができる土壌があります。また、地域ぐるみで子どもを育む活動は、新しいコミュニティづくりに大きな役割を果たすこととなります。市は、地域で子どもを育む取り組みがさらに広がり、充実した活動が展開されていくよう、様々な支援を行っていきます。

1 地域で子どもを育てる意識づくりへの支援

- 子どもの見守りに関する地域活動を支援する
- 学習支援ボランティアを派遣し、地域における子どもの学習環境を充実する
- 地域の中で子育てや家庭教育に関するアドバイスができる人材を養成する

2 地域コミュニティ活動への支援

- 緑の少年団など地域主導の子どもの自主活動を奨励する
- 子どもと大人のための遊びや学びの情報や体験できる活動を紹介する情報誌などを発行する
- 地域の大人と子どもが交流する場や機会の提供、子どもの異年齢交流の活動に対する支援などを行う
- シニア世代が自らの知恵・技術を子どもたちに教えるための機会を提供する
- 近隣市町、交流都市等の子どもたちとの交流・親睦を深める場や機会の提供、活動を行う団体に對する支援などを行う

3 学校、家庭、地域の連携促進による協力体制の推進

- スポーツ・伝統文化に関する活動など地域の特色を生かしながら、地域社会全体で子どもを育てる拠点として学校施設を活用するための施設開放を推進する
- 地域ぐるみでの家庭教育を支援するため、地域学校協働活動を実施するなど、地域・家庭・学校の協働による連携体制を構築する

3 学校教育等の充実

小学校・中学校は、集団生活を通して、確かな学力とともに、思いやりや自律心、規範意識等の社会性を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにする場所です。その学校を設置する市や教育委員会は、こうした「人間力」の醸成を目指し、学校教育を充実させる様々な取り組みを進めています。その一つとして教育委員会では、平成27年1月に金沢市学校教育振興基本計画を策定しました。明日を切り拓くための大切な「心」と「力」を子どもたちに身に付けさせるために、金沢市学校教育振興基本計画に基づく取り組みを着実に実践していきます。

なお、幼稚園、保育所、認定こども園は、小学校に入る前の子どもを育てる場所として、大切な役割を担っており、市では、別に策定した「かなざわ子育て夢プラン」に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園のさらなる充実を図っていきます。

1 豊かな人間性を育む教育の推進

- 「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践と「金沢『絆』活動」を推進する
- 感謝や思いやりなどの豊かな心に加え、自律心、公德心や規範意識などの育成を充実する
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、オリンピック・パラリンピック教育を推進する
- いじめや不登校、問題行動などについて、未然防止、早期発見・早期解決に取り組む体制及び支援を充実する
- 気軽に悩みや心配事を相談できるスクールカウンセラー等を配置する
- 引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る

2 確かな学力を育む教育の推進

- 全小・中学校の基準となる知・徳・体の調和のとれた教育課程「金沢ベーシックカリキュラム」に基づく、各学校の特色ある学習内容と学校独自の教育課程編成を支援する
- 主体的・対話的で深い学びや、分かる喜び・できる喜びのある学習、好ましい人間関係に基づく学習を重視した学習方法「金沢型学習スタイル」を推進する
- 学力調査などで明らかになった状況をもとに学力の向上を図る
- 少人数授業など個に応じたきめ細かな指導の充実を図る
- 様々な学習活動において、思考力、表現力、判断力などの育成や言語活動の充実を図る

3 健康や体力を育む教育の推進

- 「金沢市健康教育推進プラン」に基づき、健康教育を推進する
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会などの専門機関との連携を深める
- 生きる力の土台である体力の向上を図る
- 学校給食の充実などを通じ地元食材や食文化への理解を深めるなど、食育を推進する

4 ふるさと金沢の個性を生かした教育の推進

- 各学校の行う「金沢ふるさと学習」を支援し、その充実に努める
- 子どもが伝統文化等にふれ、学び、発表する場や機会を提供する
- 金沢21世紀美術館と小中学校が連携した事業を展開する
- 災害時に子どもが適切な判断・行動ができるよう防災教育を充実する
- 金沢ユネスコスクールにおける国内外との交流を生かした持続可能な開発のための教育を推進する

5 特別支援教育の充実

- 金沢市特別支援教育指針に基づき、多様なニーズに応じた特別支援教育を推進する
- 特別支援教育への相談・支援体制を充実する
- 特別支援教育担当教員の研修拠点である中央小学校芳齋分校及び小将町中学校特学分校で、教員の専門性及び指導力向上を図る
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送ることができるよう、体制整備を図るとともに、学校に看護師等を派遣する

6 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実

- 発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校への相談支援を行う【再掲】
- 引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる、不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る【再掲】
- 児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図る

7 家庭・地域と連携したひとつづくりの推進

- 保護者や地域住民への学校からの説明や意見交換の場であるスクールフォーラムを開催し、保護者や地域との連携を深める
- 保護者や地域住民の学校運営への参画を進めることを通じて、地域とともにある学校づくりを推進する（コミュニティ・スクール）

8 教職員の資質向上と教育環境の充実

- 教科指導、生徒指導、学校づくりなど教員が必要な資質向上のため、学校内OJTを支援する
- 安心安全な学校づくりのため、教職員の危機管理能力の向上を図る
- 教科別の学校研究による授業力の向上を図り、学校現場で優秀な人材を育成する
- 若手教職員への研修、経験年数や役割に応じた研修の充実を図る
- 教職員が本務に専念するための時間の確保に努める
- 校長などの学校管理者に対して、学校マネジメント能力の向上を図るための研修を実施する
- 学校での先進的なICT機器やパソコンの整備、学校図書館の充実を図る
- 学校の総合的な安全管理対策を充実する
- 学校施設の老朽化対策を推進する
- 教育環境の向上のため、学校規模の適正化の実現を目指す
- 保護者や地域、警察など関係機関と連携し、通学路の安全対策を充実する

4 子どもの育成への企業の関わりの促進

社会全体で子育てを進めていくうえで、企業の役割は、これまで以上に重要です。就労形態が多様化する中で、社員等がより子育てに関われるような雇用環境づくりに努めることが大切です。

市は、子どもの育成について、企業の意識を高め、関わりを促進していく取り組みを進めていきます。

- 企業・学校・行政等が連携を深め、より多くの企業が子どもの育成についての認識を高めていくよう働きかけを行う
- 多くの企業がワークライフバランスを推進し、子育て支援できるよう働きかける
- 子どもの職場体験等の機会を充実させると同時に、企業のスムーズな受け入れが進むよう働きかけを行う

5 子どもの育成に関する自主的な市民活動の促進

市民同士が集まり、子どもの育成に自主的に取り組むことは、社会全体で子どもを育むネットワークの広がりにつながります。

市は、こうした自発的な取り組みに支援を行っていきます。

- 市民グループから子育て支援等に関する企画を募集し、行政が連携してその取り組みを推進する
- 多様な世代が交流・活動できる場を設け、親子のふれあいを深めたり、育児中の保護者の交流を図る

6 子どもの体験活動の充実や自主的な活動への支援

自然体験活動、社会体験活動、国際交流活動等を通じて、年齢、世代、文化等を超えた人と人との交流の機会を子どもに提供することは、自ら考え、判断し、行動する力や健やかで思いやりのある心、さらには郷土金沢を愛する心を育むことなどにもつながります。

市は、様々な体験活動の充実や健全育成などを積極的に進めていくとともに、子どもの自主的な参加をさらに促していきます。

1 読書活動の充実

- 「金沢子ども読書推進プラン21」に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進する
- 読書ダイアリーを活用し、家庭での親子の読書習慣づくりを支援する
- 読書活動推進のため、子どもたちを図書館に招待する
- 幼稚園教諭、保育士を対象にした絵本にふれることの大切さを学ぶための講座・研修を開催する
- 保護者と乳幼児が絵本を通じたふれあいを持つよう、絵本との出会いの機会を提供し、継続した読み聞かせ講座を行う
- 英語絵本の読み聞かせ等を行う教室を開講する
- 小中学校の図書館機能を支援するとともに、市立図書館と学校図書館の連携を促進する
- 全小中学校に配置された学校司書を活用し、読書環境の充実と読書活動の推進を図る

2 自然体験活動の充実

- 野外キャンプなどを実施し、子どもが自然の中で集団生活を過ごすことができる機会を提供する
- 医王山山麓キゴ山の豊かな自然とふれあう様々な体験活動の機会を提供する
- 金沢湯涌創作の森の自然を生かした体験活動の機会を提供する

3 社会体験活動、環境活動等の充実

- 小中学生を対象に、職業体験教室、工場見学、市立工業高等学校への体験入学等、ものづくり体験を提供する
- 職場体験等を通して乳幼児とふれあう機会を提供する
- 教育プラザ富樫及び教育プラザ此花の体育館を子どもの交流拠点として開放する
- ホタル生息調査やエコ体験講座など、環境に関する活動の機会を提供する
- 幼児・児童を対象とした交通安全教室を開催する
- 公共交通の利用を啓発し、環境に配慮した交通行動を推進する

4 国際交流活動の充実

- 姉妹都市をはじめ海外の子どもとの交流を推進する
- 国際交流に関する活動の機会を提供する
- 小中学校に国際交流員を派遣し、児童生徒の国際理解、異文化体験を深める
- 金沢ユネスコスクールにおける国内外との交流を生かした持続可能な開発のための教育を推進する【再掲】
- 世界の子どもたちとの交流を通し、人材を育成する

5 歴史・文化体験活動、美術・芸術活動等の充実

- 「加賀室子ども塾」など金沢の伝統文化を体験する機会を提供する
- 「子どもマイスターズスクール」など伝統工芸の職人の技術を体験する機会を提供する
- 市民芸術村等を中心に舞台芸術を体験する機会を提供する
- 金沢美術工芸大学や金沢21世紀美術館等と連携し、美術や芸術に関する体験活動の機会の提供に努める
- 「ジュニアかなざわ検定」など金沢の歴史と文化を学び、理解を深める機会を提供する
- 金沢食育キッズマイスターの育成などを通して、子ども、親子を対象に、食に関する正しい知識と判断力を身に付けるとともに、食文化への理解を深め、家庭における食育推進を図る【再掲】

6 情報通信技術(ICT)利活用環境等の充実

- 子どもの情報体験機会を充実する
- 情報モラル教育を推進する
- 次世代を担うICT人材を育成するため、プログラミングを活用した育成・指導のあり方を検討する

7 スポーツ活動等の充実

- 大人も子どもも参加できるスポーツ大会やスポーツ講座を開催する
- スポーツを身近に感じてもらうために、地域密着型プロスポーツチームと連携する
- トップアスリート等を招き、小中学生を対象とした体験教室を開催する
- 総合型地域スポーツクラブと学校・地域との連携を推進する
- 多様なスポーツ・レクリエーションニーズへの対応のため金沢市城北市民運動公園を拡張整備する
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運の醸成と市民スポーツの推進を図るための事業を展開する

8 科学活動等の充実

- 「おもしろ科学実験・観察教室」「子ども科学スタジオ」など子ども科学財団での体験活動を充実する
- 宇宙航空研究開発機構(JAXA)や国立天文台との協定の締結による連携した活動や、幼児から大人まで幅広い層を対象とした「金沢宇宙塾」を通し、宇宙教育活動を推進する

9 防災教育の充実

- 災害時に子どもが適切な判断・行動ができるよう防災教育を充実する【再掲】
- 子ども消防クラブなど地域主導の子どもの自主活動を奨励する
- 子どもたちの「危機管理能力」を高めるため、「火災のこわさ・協力し合う大切さ」を学ぶ講座を開催する

7 子どもの育成のための総合的な相談・研修の充実・強化

教育プラザ富樫と教育プラザ此花の2拠点で、教育と福祉の一層の連携を推し進めます。社会環境の変化に伴い、多様化・複雑化している子育てへの相談・支援体制を充実・強化し、乳幼児から中学生までの子どもたちの健全な育ちを一貫して推進していきます。

1 地域の子ども育成活動の支援

- 子どもの育成活動をリードする地域のリーダーを養成する
- 校区ごとの青少年健全育成活動を幅広く支援するとともに、地域の子どもの育成活動団体の活動をサポートする

2 子育て総合相談・支援体制の充実・強化

- 引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる、不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る【再掲】
- 乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う(ワンストップサービス)【再掲】
- 発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校への相談支援を行う【再掲】
- 児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図る【再掲】
- 要保護児童対策地域協議会(金沢こども見守りネットワーク)を定期的に開催する【再掲】

3 教職員・保育職員研修の充実・強化

- 教育や保育の動向に対応できる研修を充実する
- 教職員や保育職員が自主的に行う研究等を支援するとともに、相互が交流する研修を実施する
- 若手教職員への研修、経験年数や役割に応じた研修の充実を図る【再掲】
- 危機管理能力を向上するため、いじめや体罰に関する研修を強化する
- 子育て支援、乳幼児保育、幼保小連携研修等、幼稚園、保育所、認定こども園の一体的な研修を行う

8 金沢子ども週間の普及・啓発

金沢子ども週間 …… 毎年10月の第2日曜日から1週間

金沢子ども週間は、家庭、地域等での子どもとのふれあいを通して、子どもを育てる大人の役割の大切さをあらためて認識する期間です。

市は、こうした子ども週間の趣旨の普及・啓発に努めていきます。

- 金沢子どもを育む行動推進委員会や各種団体と連携し、行動計画及び子ども週間のPRを行う
- 家庭教育学級、公民館研修会、企業内研修会等でPRを行う
- 子ども週間の趣旨を具体化するイベント(「金沢子ども週間「絆」フェア」)等を開催する

資	料
---	---

報告第8号

平成29年度 児童生徒の体力・運動能力調査の結果について

1 平成29年度の市平均と県平均との比較

- ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤持久走 ⑥20mシャトルラン ⑦50m走
 ⑧立ち幅とび ⑨ボール投げ(小はソフトボール、中はハンドボールを使用)

※小…⑤持久走は対象外、中…⑤持久走ではなく⑥20mシャトルランを選択実施

【○…県平均上回る 無記入…有意差なし ▲…県平均下回る】 ※t検定による比較(危険率5%)

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
小4男子	▲			▲						0
小5男子			○						▲	1
小6男子										0
小4女子	▲	▲						▲	▲	0
小5女子		▲				▲			▲	0
小6女子			○			▲			▲	1
○合計数	0	0	2	0		0	0	0	0	2
中1男子	▲		○	○			▲		▲	2
中2男子	▲		○				▲		▲	1
中3男子			○				▲		▲	1
中1女子									▲	0
中2女子			○					○		2
中3女子			○					○		2
○合計数	0	0	5	1		0	0	2	0	8

2 市平均の平成29年度と平成28年度との比較

【○…前年度上回る 無記入…有意差なし ▲…前年度下回る】 ※t検定による比較(危険率5%)

	①握力	②上体起	③長座体	④反復横	⑤持久走	⑥シャトルラン	⑦50m走	⑧立幅とび	⑨ボール投	○合計数
小4男子		○		▲			○			2
小5男子		○		○			○			3
小6男子			▲	▲						0
小4女子		○				○	○		○	4
小5女子		○								1
小6女子	▲		▲			▲		▲		0
○合計数	0	4	0	1		1	3	0	1	10
中1男子							○			1
中2男子			○			○		○		3
中3男子										0
中1女子		▲	▲	▲			○	▲		1
中2女子		○	○	○		○			○	5
中3女子							○			1
○合計数	0	1	2	1		2	3	1	1	11

3 体力合計点における平成29年度と平成28年度との比較

【小学校】

体力合計点 平均(点)	男子			女子		
	4年	5年	6年	4年	5年	6年
H29	50.8	57.0	62.4	51.1	57.8	62.9
H28	51.0	56.9	63.4	50.7	57.9	63.7
差	-0.2	+0.1	-1.0	+0.4	-0.1	-0.8

【中学校】

体力合計点 平均(点)	男子			女子		
	1年	2年	3年	1年	2年	3年
H29	35.8	45.1	51.4	45.7	53.5	54.9
H28	36.2	45.2	52.3	46.8	52.8	55.2
差	-0.4	-0.1	-0.9	-1.1	+0.7	-0.3